

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年10月15日提出
【計算期間】	アジア3資産ファンド 分配コース 第26特定期間 アジア3資産ファンド 資産形成コース 第26期 (自 2020年1月16日至 2020年7月15日)
【ファンド名】	アジア3資産ファンド 分配コース アジア3資産ファンド 資産形成コース
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

決算頻度および分配方針の異なる「アジア3資産ファンド 分配コース」と「アジア3資産ファンド 資産形成コース」の2本のファンドから構成され、各ファンド間のスイッチングが可能な追加型株式投資信託です。各ファンドは、アジア好配当株マザーファンド受益証券、アジア債券マザーファンド受益証券およびアジアREITマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除くアジア諸国（地域を含みます。また、オセアニアは除きます。以下同じ。）の株式、公社債および不動産投資信託証券^{*}への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

*不動産投資信託証券（以下本書においては「REIT」または「リート」と称する場合があります。）とは、一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券のことをいいます。（以下同じ。）

<ファンドの特色>

アジアの3つの資産へ分散投資を行います。

- ・主としてアジア諸国の株式、公社債および不動産投資信託証券（リート）へ分散投資を行います。

日本およびオセアニアは除きます。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

各資産への投資配分は、株式（アジア好配当株マザーファンド）40%、公社債（アジア債券マザーファンド）40%、リート（アジアREITマザーファンド）20%の基本配分比率を原則とします。

各マザーファンドの運用は、それぞれ海外の投資顧問会社（資産運用会社）が行います。

マザーファンド	投資顧問会社の名称
アジア好配当株マザーファンド	フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド
アジア債券マザーファンド	ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー
アジアREITマザーファンド	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド

「分配コース」「資産形成コース」からご選択いただけ、いつでも無手数料でスイッチング（乗換え）が可能です。

各ファンドは、それぞれ1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・ 商品分類表

< 分配コース > < 資産形成コース >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・ 商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・ 属性区分表

< 分配コース >

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	年4回	北米	為替ヘッジ ²
その他資産 (投資信託証券) ¹	年6回 (隔月)	欧州	
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア	あり ()
資産配分固定型	日々	オセアニア	
資産配分変更型	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	
			なし

1 <分配コース>が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式・債券・不動産投信)/資産配分固定型」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) <分配コース>が該当する属性区分を網掛け表示しています。

<資産形成コース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	年4回	北米	為替ヘッジ ²
その他資産 (投資信託証券) ¹	年6回 (隔月)	欧州	
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア	
資産配分固定型	日々	オセアニア	あり ()
資産配分変更型	その他 ()	中南米	なし
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

1 <資産形成コース>が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式・債券・不動産投信)/資産配分固定型」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) <資産形成コース>が該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
資産複合 (株式・債券・不動産投信) 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 各ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券および不動産投信に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（注3）各ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券および不動産投信（不動産投資信託証券）を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

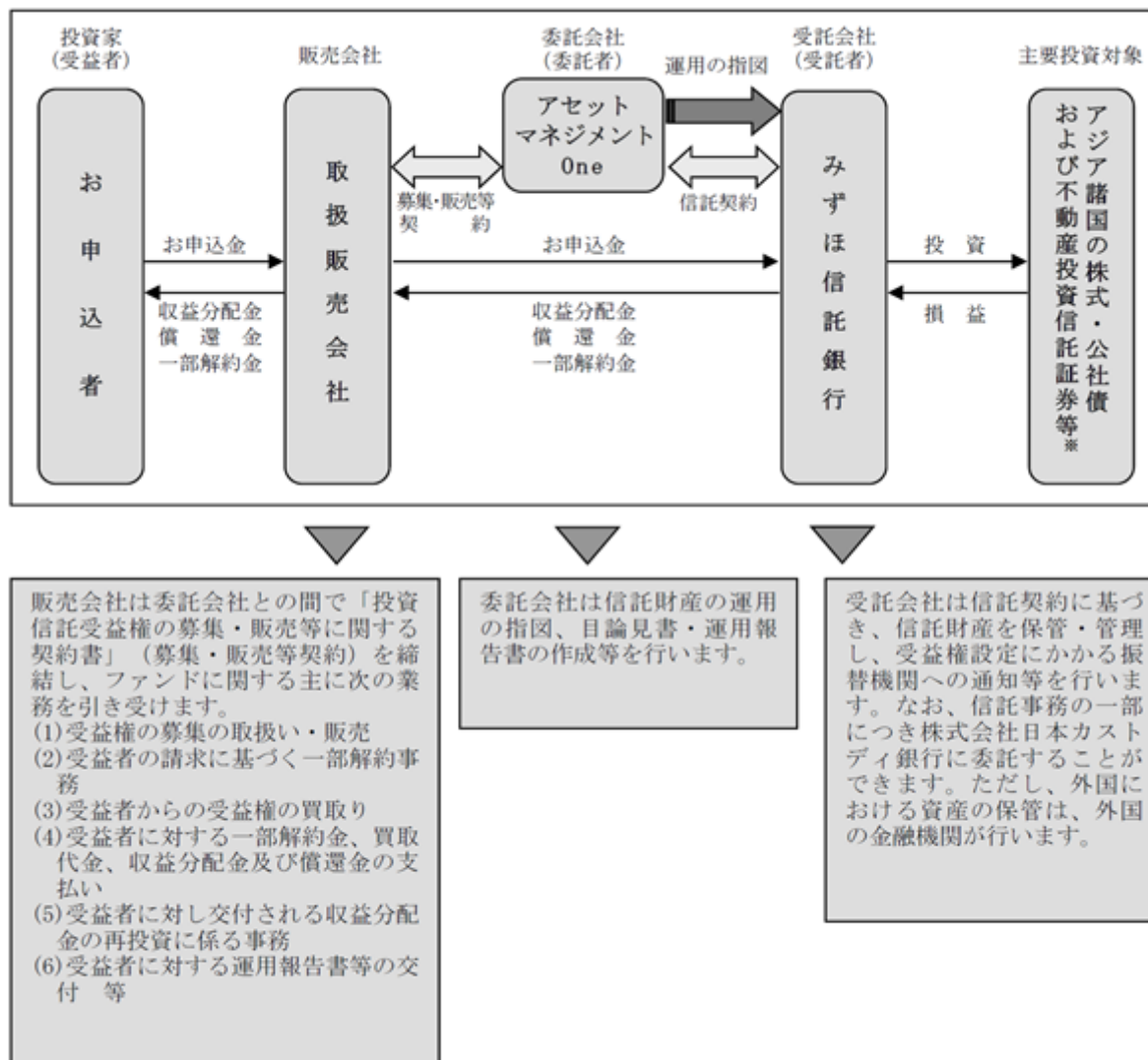
（2）【ファンドの沿革】

2007年7月31日 信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始

2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

各ファンドの運営の仕組み



主要投資対象であるアジア諸国の株式、公社債および不動産投資信託証券には、主として、アジア好配当株マザーファンド、アジア債券マザーファンドおよびアジアREITマザーファンドを通じて投資を行います。

委託会社は、アジア好配当株マザーファンドについてはフルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに、アジア債券マザーファンドについてはルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーに、アジアREITマザーファンドについてはAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドにそれぞれ円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託します。（以下、上記の各社をそれぞれ「フルトン」、「ルーミス・セイレス」、「AMPキャピタル・インベスターズ」と称する場合があります。また、各社を「投資顧問会社」と称する場合があります。）

フルトン（投資顧問会社）は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約〔アジア好配当株マザーファンド〕」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき各ファンドが主要投資対象とする当マザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。

ルーミス・セイレス（投資顧問会社）は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約〔アジア債券マザーファンド〕」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき各ファンドが主要投資対象とする当マザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。

また、AMPキャピタル・インベスターズ（投資顧問会社）は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約〔アジアREITマザーファンド〕」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、各ファンドが主要投資対象とする当マザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。

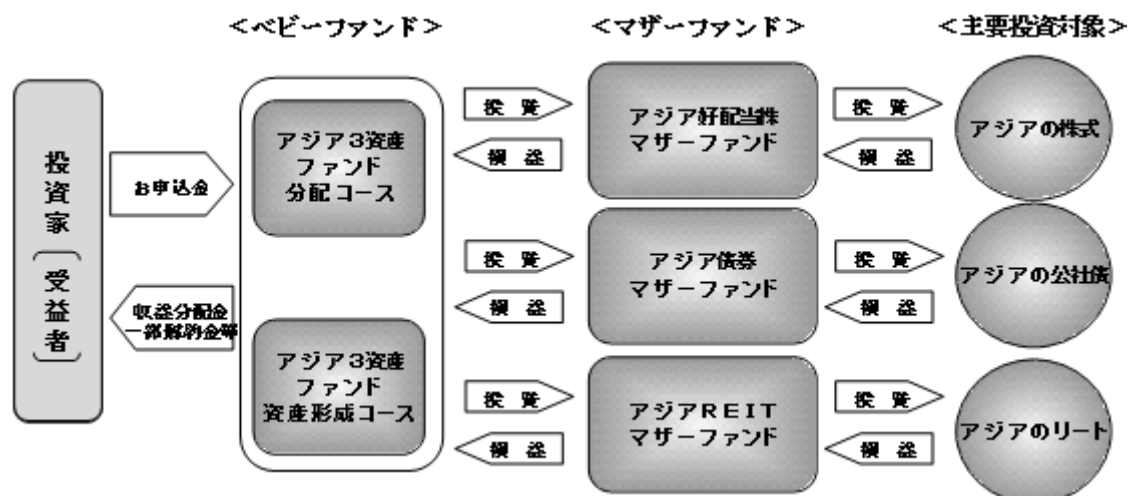
[投資顧問会社の概要]

名称	投資顧問会社の概要
フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド	シンガポールを拠点とする資産運用会社です。戦略的資産配分とアジア関連資産に焦点を当てながら、短期資金、株式、債券、為替運用に加え、絶対収益の獲得を目指すヘッジファンドのファンド・オブ・ファンズ等の運用を行っており、その資産運用手法は多岐にわたります。
ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー	1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社で、公社債の格付けの分野において、ムーディーズ・インベスターズ・サービスに次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステムを有しており、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評がある資産運用会社です。
AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド	オーストラリアを代表する総合金融グループであるAMPグループの一員で、オーストラリアで最大規模の資産運用会社です。同社は豊富な不動産投資の経験を有します。

ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは「アジア好配当株マザーファンド」、「アジア債券マザーファンド」および「アジアREITマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドのほかに、株式・公社債・不動産投資信託証券等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2020年7月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2020年7月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

各ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

各ファンドは、アジア好配当株マザーファンド受益証券、アジア債券マザーファンド受益証券およびアジアREITマザーファンド受益証券（以下、各々を「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

2．投資態度

- a．各ファンドは、主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除くアジア諸国の株式、公社債および不動産投資信託証券（リート）に分散投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- b．各ファンドにおける各マザーファンド受益証券への投資配分については、後記「各ファンドの投資プロセス（1）各マザーファンドへの投資配分比率」に記載の配分比率で行うことを基本とします。
- c．各ファンドにおけるマザーファンド受益証券への投資比率は、高位を維持することを基本とします。
- d．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。

各ファンドの投資プロセス

(1) 各マザーファンドへの投資配分比率

各ファンドの、各マザーファンドを通じた各資産への投資配分は、原則として、以下の比率を基本とします。

マザーファンド	主要投資対象	基本配分比率	調整範囲
アジア好配当株マザーファンド	アジア諸国の株式	40%	±10%程度
アジア債券マザーファンド	アジア諸国の公社債	40%	±10%程度
アジアREITマザーファンド	アジア諸国のリート	20%	±10%程度

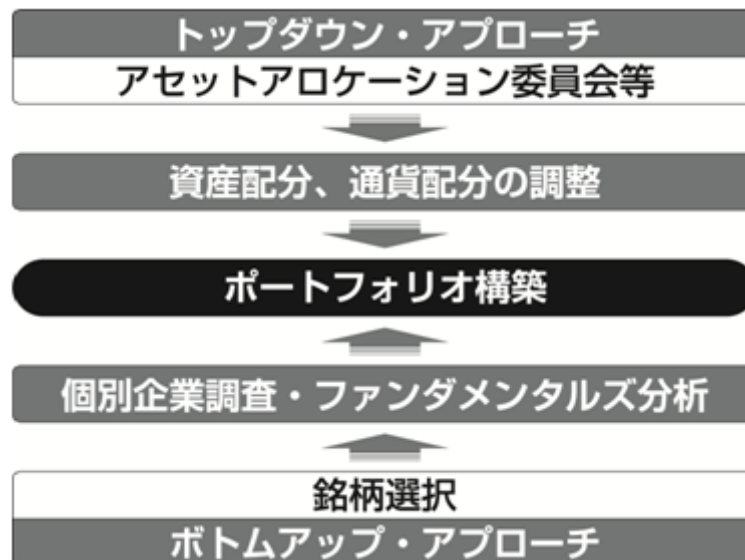
各マザーファンド受益証券への投資配分については、原則として上記の基本配分比率とします。ただし、投資対象資産の市場規模、追加設定・解約などの各ファンドの資金状況等によっては、基本配分比率に対し上記の調整範囲内で投資配分比率を調整する場合があります。

基本配分比率へのリバランスは随時行います。

(2) 各マザーファンドの投資プロセス

<アジア好配当株マザーファンドが行うアジア諸国の株式への投資プロセス>

フルトンにより以下のプロセスのもとで行われます。



- トップダウン・アプローチでは、アセットアロケーション委員会で世界の経済・株式・債券・為替市場見通しなどを分析するほか、週次、日次でも市場見通しの議論を行います。
- ボトムアップ・アプローチでは、地域及び業種を担当する各アナリストが業界環境、個別企業における経営陣の資質、業績動向、配当の安定性や成長性、バリュエーションなどのファンダメンタルズ分析を行い、チーフファンドマネジャーも交えて議論を行ったうえで銘柄を選定します。

- c. 上記2つのアプローチを経てポートフォリオを構築します。その際は、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択の積み上げを中心とし、最終的にチーフファンドマネジャーが、市場見通しなどを踏まえて適宜、資産配分、通貨配分を調整します。なお、チーフファンドマネジャーは、ポートフォリオのリスク水準などに留意しつつ、ファンドの商品性にに基づきポートフォリオを構築・管理します。

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

当マザーファンドにおける円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

<アジア債券マザーファンドが行うアジア諸国の公社債への投資プロセス>

ルーマス・セイレスにより以下のプロセスのもとで行われます。



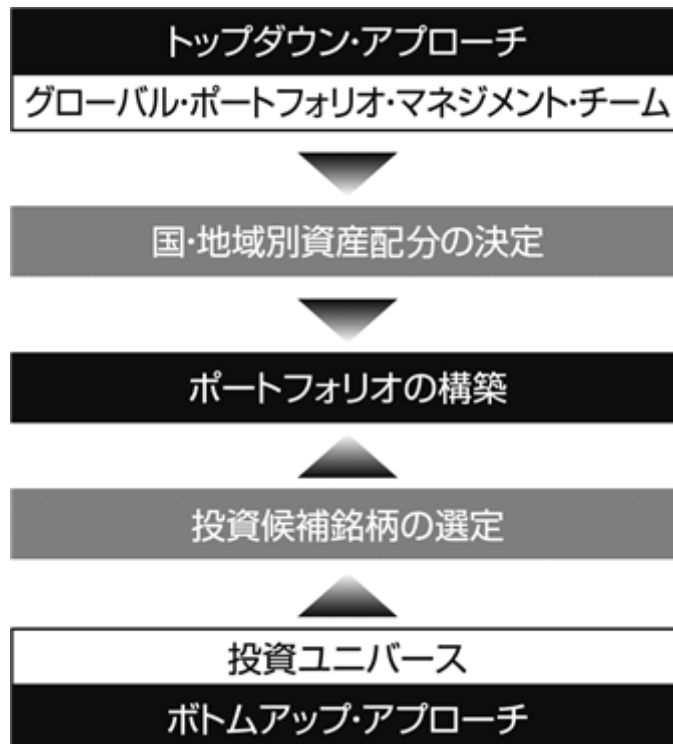
- a. マクロ経済動向に関する分析を行い、債券市場の収益見通しに対する方向性を捉えます。さらに、債券市場の収益見通しのシナリオ分析が行われ、トップダウンによる投資戦略を検討します。
- b. 投資適格債、高利回り債などの各種債券のセクターに関する評価・分析を行います。ここでは、収益およびリスクに関する見通しだけでなく、具体的な個別銘柄の推奨とともに、デュレーション、通貨に対する目標などを示し、運用戦略の基本方針を策定し、投資アイデア（銘柄選択、運用戦略）を創出します。
- c. 投資アイデアについて、ファンドの運用目標、債券市場全体の投資環境等と照らしたうえで、ファンドの運用方針（ポートフォリオ）を決定します。
- d. なお、ポートフォリオの構築にあたっては、各国のファンダメンタルズ分析（金利および為替予測を含みます。）および個別銘柄分析に基づき、通貨分散および銘柄分散に留意したうえで、組入れ銘柄の選定を行います。

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

当マザーファンドにおける円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

<アジアREITマザーファンドが行うアジア諸国の不動産投資信託証券への投資プロセス>

AMPキャピタル・インベスターズにより以下のプロセスのもとで行われます。



- a．トップダウン・アプローチにより、グローバル・ポートフォリオ・マネジメント・チームが、世界の経済・不動産市場見通し、不動産投資信託証券市場のバリュエーション、為替見通しなどを分析します。これらに基づき、国・地域別の資産配分を決定します。
- b．ボトムアップ・アプローチでは、アジアREITチームにおいて、証券の特性（流動性、収益予測のトレンド、賃貸収入の質など）、経営状況（財務諸表、ビジネス戦略など）、不動産・物件の特性（不動産・物件の資産としての質、潜在成長性など）について分析を行い、銘柄選択を行います。

上記のプロセスは、AMPキャピタル・インベスターズのグループ全体の運用プロセスです。なお、AMPキャピタル・インベスターズはアジアREITマザーファンドのポートフォリオの構築にあたっては、グループの各地域の拠点からの投資助言を活用します。運用プロセスについては、変更になることがあります。

当マザーファンドにおける円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

各信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。)
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、1.から3.までのアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託の受益証券および4.から25.までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に該当するものとします。)に投資することを指図します。

1. アジア好配当株マザーファンド受益証券
2. アジア債券マザーファンド受益証券
3. アジアREITマザーファンド受益証券
4. 株券または新株引受権証書
5. 国債証券
6. 地方債証券
7. 特別の法律により法人が発行する債券
8. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
10. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
11. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。))または優先出資証券を表示する証書
12. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
13. コマーシャル・ペーパー
14. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
15. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から14.の証券または証書の性質を有するもの
16. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。ただし、1.から3.に定めるものを除きます。)

17. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
18. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
19. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
20. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
24. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
25. 外国の者に対する権利で24.の有価証券の性質を有するもの

なお、4.の証券または証書、15.ならびに20.の証券または証書のうち4.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、5.から9.までの証券および15.ならびに20.の証券または証書のうち5.から9.までの証券の性質を有するものおよび17.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、16.の証券および17.の証券(投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

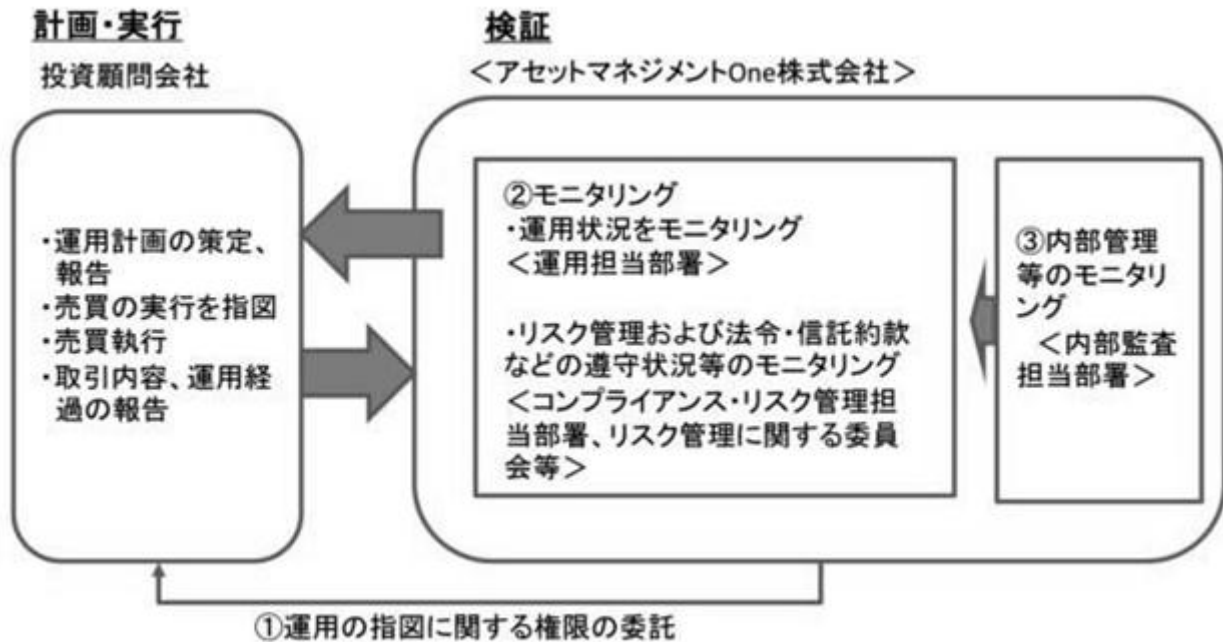
金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



運用の指図に関する権限の委託

各ファンドが主要投資対象とするアジア好配当株マザーファンド、アジア債券マザーファンドおよびアジアREITマザーファンドは、それぞれフルトン、ルーミス・セイレスおよびAMPキャピタル・インベスターズに円の余資運用の指図を除く各信託財産の運用の指図権限を委託します。

フルトン、ルーミス・セイレスおよびAMPキャピタル・インベスターズは外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

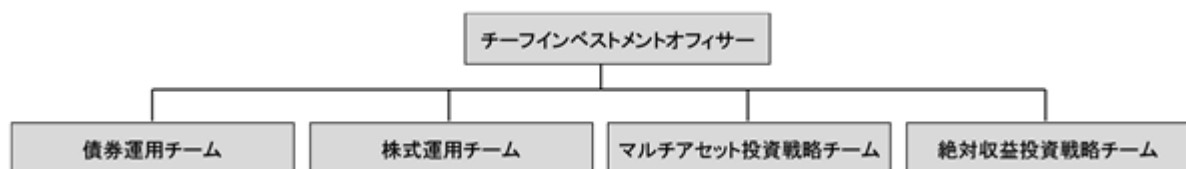
運用体制は2020年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

<フルトンの運用体制>

フルトンは、以下のプロセスにより株式等への投資の意思決定を行います。

フルトンでは、アセットアロケーション委員会などにより投資戦略を策定した後、債券運用チーム、株式運用チーム、マルチアセット投資戦略チーム、絶対収益投資戦略チームにおいて、各種運用計画が策定されます。最終的にはチーフインベストメントオフィサーの承認をもって意思決定がなされます。

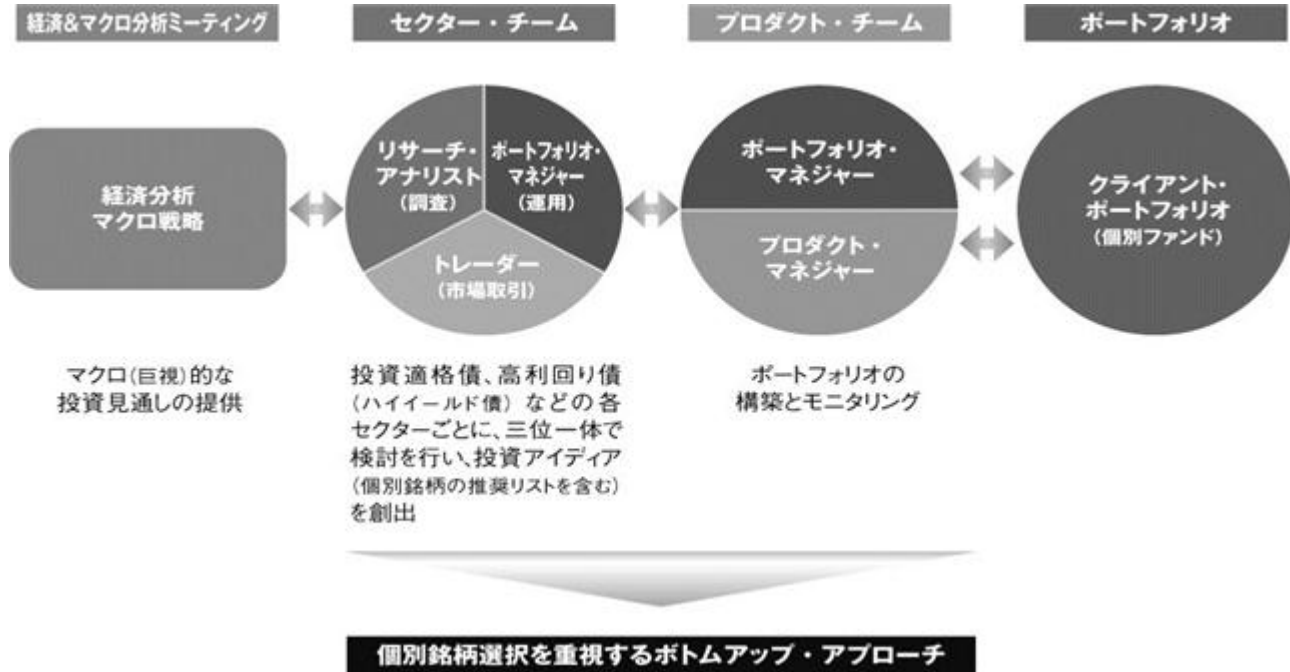


フルトンの内部管理およびファンドに係る意思決定については、アーネスト・ヤングLLP（フルトンのファンドに係る担当者は2020年6月末現在5名程度）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制等については、変更になることがあります。

< ルーミス・セイレスの運用体制 >

ルーミス・セイレスは、以下のプロセスにより公社債等への投資の意思決定を行います。



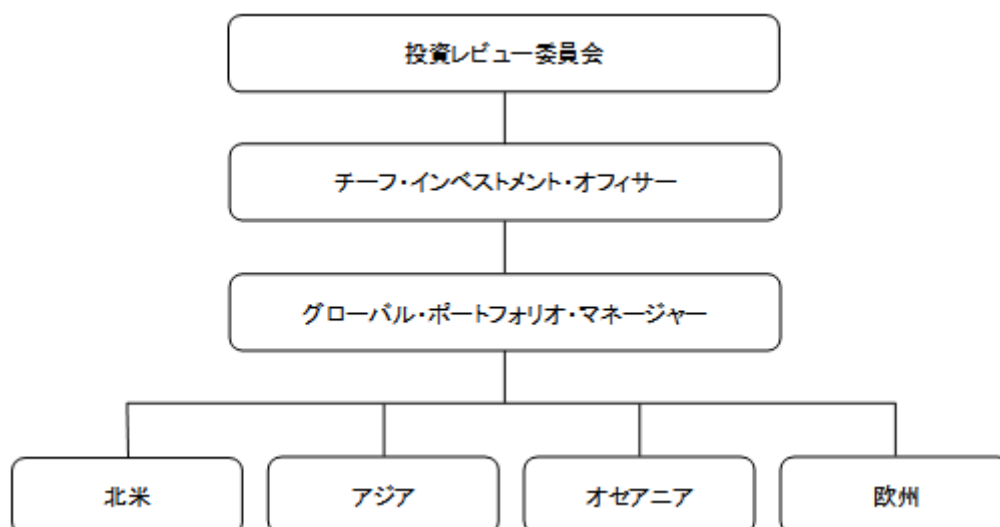
ルーミス・セイレスの内部管理およびファンドに係る意思決定については、ルーミス・セイレスの内部監査委員会(2020年6月末現在7名)が中心となって、業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

< AMPキャピタル・インベスターズの運用体制 >

AMPキャピタル・インベスターズでは、グローバル・ポートフォリオ・マネージャーにより組織的に投資戦略が策定され、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認のもと意思決定がなされます。

[AMPキャピタル・インベスターズのグローバルREIT運用チームの組織]



AMPキャピタル・インベスターズのファンドに係る意思決定については、運用担当部署から独立したマニデート・コンプライアンス部門(2020年6月末現在6名)が運用に関する法令・信託約款など

の遵守状況等について検証・報告を行います。また、AMPキャピタル・インベスターズでは、AMPキャピタル・インベスターズおよびAMPグループに対して独立性を確保した内部監査部門(2020年6月末現在で6名程度)が内部監査計画に則って、内部統制やリスク管理並びに業務執行の適正性、妥当性、効率性等の観点からモニタリングを実施します。

上記の組織図は、AMPキャピタル・インベスターズのグループの運用拠点を活用した体制を含むものです。なお、組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

分配コース

第3期以降の毎決算期末(原則として毎月15日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利子・配当収入相当分を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定するものとします。
3. 毎年2月、5月、8月および11月の決算時には、基準価額の水準ならびに分配対象額等を勘案し、売買益(評価益を含みます。)等を上記2.で定める額に加え分配することを目指します。
4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資産形成コース

毎決算期末(原則として1月15日および7月15日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

資産形成コースは、分配コースと比較して、毎月分配にあてる収益を信託財産に留保し、収益の複利(再投資)効果による信託財産の更なる成長を目指します。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびみなし配当等収益を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

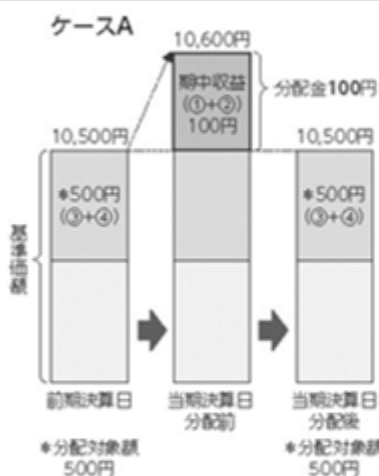
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

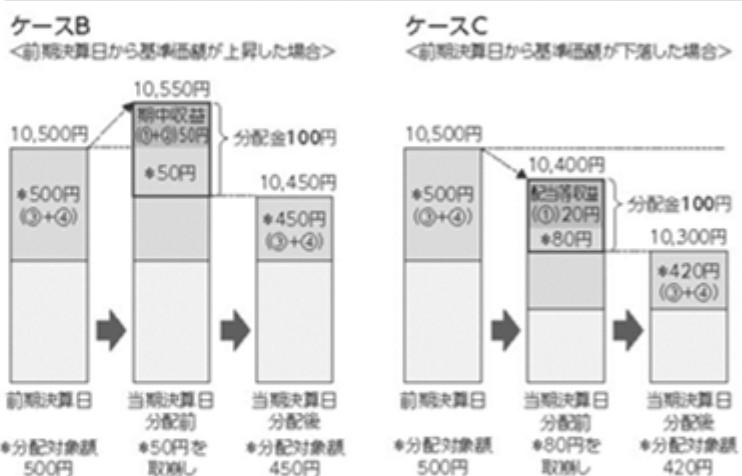
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同様ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

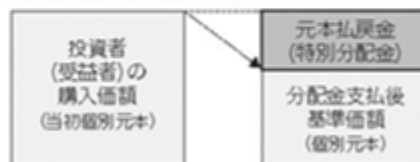
◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限、約款第17条、約款第20条および第21条)

1. 委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の60を超えることとなる投資の指図をしません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の各ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 委託会社は、取得時において新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

5. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。))のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券(約款第17条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資割合は、マザーファンド受益証券およびアジアREITマザーファンドが組入れる投資信託証券を除く実質投資割合において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

転換社債等(約款第22条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第28条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約(約款第29条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第22条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(約款第22条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。))を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。))について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに(2)投資対象
1. から4. に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から 4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなし

た額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
6. 前記5.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
7. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
8. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第36条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを委託会社に指図しないものとします。

参考 各マザーファンドの投資方針および主な投資制限

「アジア好配当株マザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、高水準の配当収入の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

日本を除くアジア諸国（地域を含みます。以下同じ）の株式（DR[預託証券]を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を除くアジア諸国の株式のうち、企業の利益成長が見込まれ、かつ相対的に高い配当利回りが期待できる銘柄を中心に投資を行い、安定した配当収入の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

株式への直接投資に代えて、証券取引所に上場または証券取引所に準ずる市場において取引される株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

株式への投資にあたっては、各国の成長性や金利環境等を勘案し、国別の投資比率を決定したうえで、個別企業の業績動向や財務の健全性、配当の安定性や成長性、株価バリュエーションおよび流動性等の分析・評価に基づき組入銘柄を選別し、投資を行います。

株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用に関する権限）を、フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第26条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第27条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「アジア債券マザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

日本を除くアジア諸国（地域を含みます。以下同じ。）の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、日本を除くアジア諸国の政府、政府機関および企業等が発行する公社債に投資を行い、安定した利息収入の確保と中・長期的な値上がり益の獲得を目指します。

ポートフォリオの構築にあたっては、各国の金利・為替などファンダメンタルズの動向、発行体の信用力、利回り水準などを勘案したうえで、リスク分散に留意し、投資を行います。

同一発行体の発行する公社債への投資割合は、政府および政府機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。

公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用に関する権限）を、ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーに委託します。

(3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第25条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「アジアREITマザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

日本を除くアジア諸国(地域を含みます。以下同じ。)の外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場(これに準ずるものおよび上場予定を含みます。)している不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、日本を除くアジア諸国の外国金融商品市場および外国金融商品市場に準ずる市場に上場(これに準ずるものおよび上場予定を含みます。)している不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

不動産投資信託証券への投資にあたっては、各国のマクロ経済および不動産市況等の動向ならびに個別銘柄の利回り水準、信用リスク、流動性リスク等を勘案したうえで、各銘柄の収益性・成長性および割安性などの分析・評価に基づき組入銘柄を選別し、投資を行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)を、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。

(3) 主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- 各ファンドは、主としてアジア好配当株マザーファンド受益証券、アジア債券マザーファンド受益証券およびアジアREITマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの1資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。各ファンドでは、アジア諸国の株式、公社債および不動産投資信託証券に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

また、各ファンドが行うアジア諸国の株式への投資に際しては、利益の成長が見込まれ、かつ相対的に高い配当利回りが期待できる銘柄を中心に投資を行いますので、地域別配分や業種別配分等がアジアの株式市場全体(例えば、MSCI AC アジア 除く日本)の構成比率と大きく異なる場合があります。そのため、各ファンドの株式運用部分の値動きは、アジアの株式市場の全体の動きとは大きく異なることがあります。

金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因等となります。

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、各ファンドが投資する不動産投資信託証券の発行体が資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該不動産投資信託証券の発行体の利益を減少させることがあり、各ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは各ファンドの分配金の水準を低下させる要因となる可能性があります。金利変動は、株式・公社債・不動産投資信託証券などの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。

不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、不動産投資信託証券の市場価格が下落するリスクをいいます。各ファンドが投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。不動産投資信託証券の市場価格は、市場における需給関係(売り注文と買い注文のバランス)により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、不動産投資信託証券の発行体の財務状況や収益状況、不動産投資信託の保有不動産とその状況など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1つとして、自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、不動産投資信託証券の市場価格を下落させる要因となり得ます。

為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。各ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。ただし、急激な為替変動等により為替差損を被る可能性が大きいと判断されるときには、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいい、各ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、アジア諸国の市場は先進国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが未発達で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合、外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合など市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想され、各市場の資産間（例えば株式と公社債）での資金移動に留まらず、複数または全ての市場・資産から一斉に資金が流出する事態が起こる可能性があります。このような場合には、各資産価額の下落を通じ、各ファンドの基準価額を大幅に下落させる要因となり、運用方針に沿ったファンド運用が困難になる場合もあります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。各ファンドが投資する公社債には、信用度の低い低格付けの公社債が含まれる場合があり、これらの公社債は、信用度が高い高格付けの公社債と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の財務内容等の変化（格付

けの引き下げ・引き上げ)により、公社債の価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。投資する公社債の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、投資した株式の発行企業や不動産投資信託証券の発行体がこうした状況に陥った場合、証券取引所が定める基準に該当し、上場が廃止される場合なども各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが投資する株式・公社債・不動産投資信託証券等の流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・投資対象国において、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生した場合や、外国為替取引規制や外国からの投資規制の実施などがあった場合は、各ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- ・各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。
- ・各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

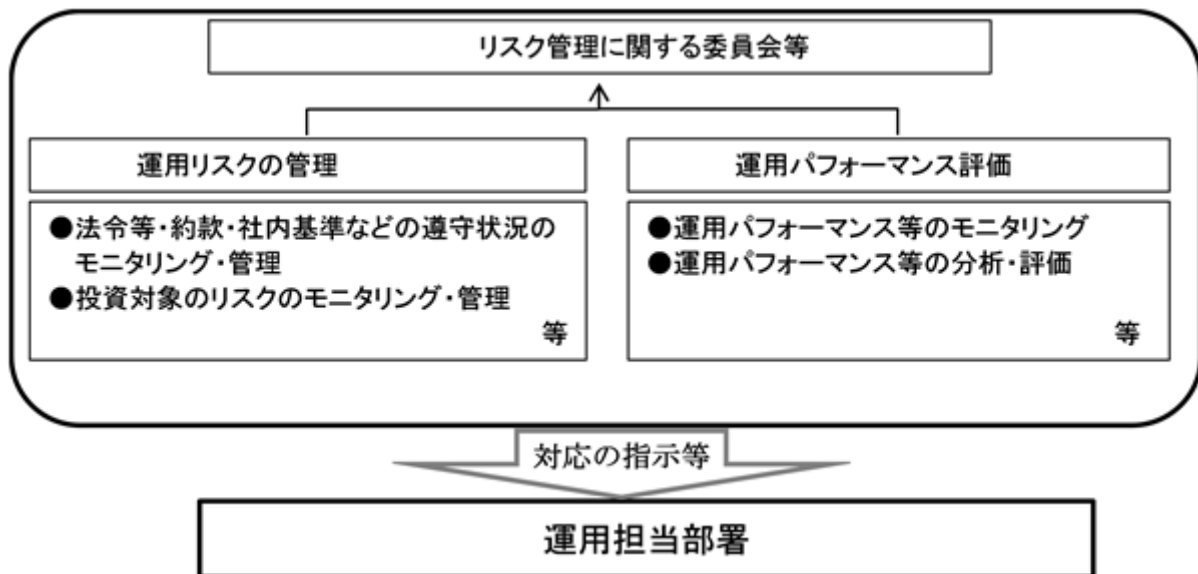
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2020年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、各マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたフルトン、ルーミス・セイレスおよびAMPキャピタル・インベスターズは、以下の体制によりリスク管理を行います。

「アジア好配当株マザーファンド」

フルトンでは、リスク管理/コンプライアンス部門が、リスク管理に携わっています。

リスク管理/コンプライアンス部門は、日々ベースで、ファンドの保有銘柄の価格・流動性リスク、パフォーマンス分析ならびに運用目標からの乖離状況など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。

「アジア債券マザーファンド」

ルーミス・セイレスでは、ファンドごとにコンプライアンス・スペシャリストが配置され、専用のシステムを活用しながら、全ての取引についてのチェックを行うとともに、ファンドの特性等についてもモニタリングを実施し、問題が生じた場合は所定のレポートを行い、迅速な是正処置を促します。さらにリスク管理委員会で定期的に、諸リスクについて分析・検討が行われます。

また、定量的なリスク管理をサポートするべくクオンツ・リサーチ・リスク・アナリスト・チームを設け、運用プロセスを補完する手法を開発し、各チームの機能をアシストしています。

「アジアREITマザーファンド」

AMPキャピタル・インベスターズでは、リスク管理/コンプライアンス部門が、リスク管理に携わっています。リスク管理/コンプライアンス部門は、ファンドの運用実績の要因分析ならびに運用目標からの乖離状況など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。投資レビュー委員会ではポートフォリオのリターンとリスクの測定・分析、ポートフォリオ全体の構成チェック、リスク管理及びコンプライアンスの遵守状況の確認などを行うことにより、ファンドのリスク管理を実践します。

上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

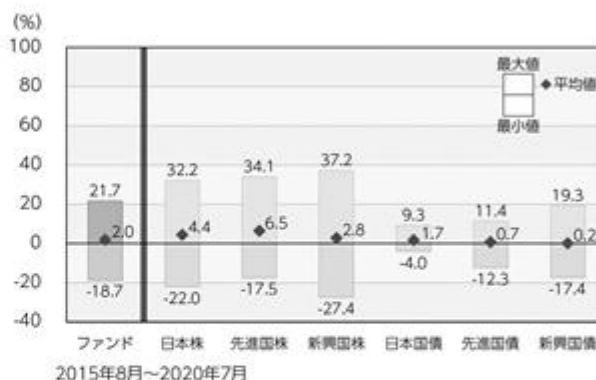
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

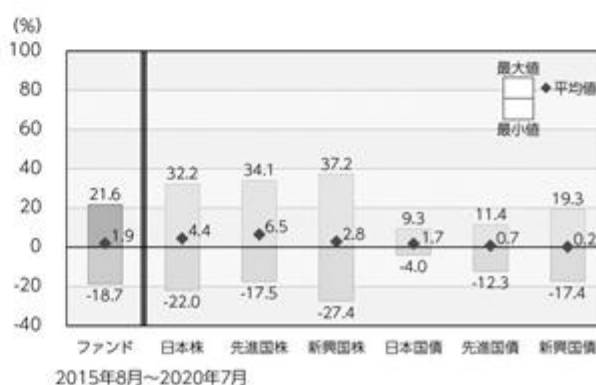
分配コース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



資産形成コース



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	[東証株価指数(TOPIX)]は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	[MSCIコクサイ・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	[MSCIエマージング・マーケット・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	[NOMURA-BPI国債]は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	[FTSE世界国債インデックス(除く日本)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	[JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド]は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間の乗換え(スイッチング)の場合は、申込手数料はかかりません。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.54%(税抜1.4%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分(税抜)は次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.82%	0.52%	0.06%

各投資顧問会社が受け取る各ファンドにかかる各マザーファンドの外部委託契約にかかる報酬の額は、円の余資以外の運用の対価等として、各ファンドの信託財産に属する各マザーファンド受益証券の日々の時価総額に対し別に定める報酬率を乗じて得た額とし、各ファンドの委託会社が受取る報酬から支払期日毎に支弁するものとします。

マザーファンド	別に定める報酬率
アジア好配当株マザーファンド	年率0.52%
アジア債券マザーファンド	年率0.45%
アジアREITマザーファンド	年率0.40%

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

$$\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$$

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、 の手数料等(借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。)については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

各ファンドの投資対象である不動産投資信託証券は、資産運用報酬等の費用を負担しています。当該費用は、不動産投資信託証券ごとに異なるものであり、各ファンドが保有する個別銘柄ごとの費用およびその合計額については、各ファンドにおける投資対象銘柄の変更および投資割合の変動等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。

なお、これらの費用は、不動産投資信託証券の発行体(不動産投資法人)の収益から支弁され、当該不動産投資法人の最終損益の増減を通じ、各不動産投資信託証券の価格に反映される性質のものであり、各ファンドならびに受益者が直接に負担するものではありません。

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2020年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

アジア3資産ファンド 分配コース

令和2年7月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,656,017,345	98.47
内 日本	1,656,017,345	98.47
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	25,738,521	1.53
純資産総額	1,681,755,866	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

アジア3資産ファンド 資産形成コース

令和2年7月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,278,721,771	97.66
内 日本	1,278,721,771	97.66
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	30,573,037	2.34
純資産総額	1,309,294,808	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

アジア好配当株マザーファンド

令和2年7月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	1,138,005,836	96.80
内 ケイマン諸島	242,632,084	20.64
内 台湾	169,732,391	14.44
内 中国	168,622,306	14.34
内 香港	130,363,184	11.09
内 韓国	122,262,368	10.40
内 インド	99,537,856	8.47
内 タイ	50,773,101	4.32
内 シンガポール	50,338,217	4.28
内 インドネシア	29,959,812	2.55
内 バミューダ	27,735,711	2.36
内 マレーシア	24,233,365	2.06
内 フィリピン	21,815,441	1.86
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	37,675,715	3.20
純資産総額	1,175,681,551	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

アジア債券マザーファンド

令和2年7月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	21,426,264	1.81
内 イギリス領バージン諸島	21,426,264	1.81
特殊債券	328,834,314	27.83
内 イギリス領バージン諸島	112,316,917	9.51
内 インドネシア	57,413,625	4.86
内 韓国	45,111,719	3.82
内 中国	23,507,802	1.99
内 香港	23,082,581	1.95
内 アメリカ	22,995,632	1.95
内 ケイマン諸島	22,829,577	1.93
内 モーリシャス	21,576,461	1.83
社債券	787,925,218	66.69
内 ケイマン諸島	282,018,650	23.87
内 イギリス領バージン諸島	84,938,901	7.19
内 シンガポール	83,199,823	7.04
内 インド	81,277,465	6.88
内 フィリピン	64,644,964	5.47
内 タイ	42,548,823	3.60
内 インドネシア	40,039,863	3.39
内 オランダ	26,066,952	2.21
内 韓国	21,791,420	1.84
内 香港	21,544,560	1.82
内 パミュータ	20,240,118	1.71
内 マレーシア	19,613,679	1.66
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	43,303,821	3.67
純資産総額	1,181,489,617	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

アジアREITマザーファンド

令和2年7月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	443,258,493	76.74
内 シンガポール	443,258,493	76.74
投資証券	121,781,880	21.08
内 香港	121,781,880	21.08
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	12,536,664	2.17
純資産総額	577,577,037	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

アジア3資産ファンド 分配コース

令和2年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	アジア債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	310,484,534	2.1627 671,515,950	2.1459 666,268,761	- -	39.62
2	アジア好配当株マザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	414,991,711	1.6006 664,235,733	1.5874 658,757,842	- -	39.17
3	アジアREITマザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	159,644,404	2.0361 325,067,935	2.0733 330,990,742	- -	19.68

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年7月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.47
合計	98.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

アジア3資産ファンド 資産形成コース

令和2年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	アジア好配当株マザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	325,625,840	1.6005 521,196,719	1.5874 516,898,458	- -	39.48
2	アジア債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	240,101,648	2.1627 519,291,844	2.1459 515,234,126	- -	39.35
3	アジアREITマザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	118,935,604	2.0361 242,176,676	2.0733 246,589,187	- -	18.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.66
合計	97.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

アジア好配当株マザーファンド

令和2年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (％) 償還日	投資 比率 (％)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	62,000	1,294.06 80,231,720	1,545.04 95,792,480	- -	8.15
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	15,672	4,734.39 74,197,516	5,192.00 81,369,024	- -	6.92
3	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 インタ ラクティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	10,500	7,087.50 74,418,750	7,222.50 75,836,250	- -	6.45
4	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	32,000	1,177.87 37,692,000	1,115.77 35,704,800	- -	3.04
5	CHINA CONSTRUCTION BANK 中国	株式 銀行	448,000	84.37 37,800,000	77.89 34,896,960	- -	2.97
6	AIA GROUP LTD 香港	株式 保険	35,000	995.62 34,846,875	956.47 33,476,625	- -	2.85
7	ALIBABA GROUP HOLDING LTD ケイマン諸島	株式 インター ネット販 売・通信 販売	9,940	3,245.40 32,259,276	3,304.80 32,849,712	- -	2.79
8	RELIANCE INDUSTRIES LTD インド	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	10,072	2,725.51 27,451,376	2,973.47 29,948,875	- -	2.55
9	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD 中国	株式 建設資材	32,000	755.32 24,170,400	800.55 25,617,600	- -	2.18

10	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	406,528	66.14 26,891,827	62.77 25,519,795	- -	2.17
11	HONG KONG EXCHANGES &CLEAR 香港	株式 資本市場	5,147	4,803.29 24,722,585	4,895.09 25,195,079	- -	2.14
12	HDFC BANK LTD インド	株式 銀行	15,415	1,492.97 23,014,263	1,481.41 22,836,035	- -	1.94
13	NETEASE INC ケイマン諸島	株式 娯楽	10,609	1,939.52 20,576,389	1,887.29 20,022,365	- -	1.70
14	TECHTRONIC INDUSTRIES CO 香港	株式 機械	18,000	1,090.80 19,634,400	1,106.32 19,913,850	- -	1.69
15	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC ケイマン諸島	株式 ライフサイエンス・ツール/サービス	9,000	2,004.75 18,042,750	2,160.00 19,440,000	- -	1.65
16	BANK CENTRAL ASIA TBK PT インドネシア	株式 銀行	81,000	223.20 18,079,200	224.64 18,195,840	- -	1.55
17	CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD 中国	株式 資本市場	72,200	252.72 18,246,384	246.78 17,817,516	- -	1.52
18	CITIC SECURITIES CO LTD 中国	株式 資本市場	72,500	255.69 18,537,525	245.43 17,793,675	- -	1.51
19	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD インド	株式 情報技術サービス	5,514	3,062.44 16,886,346	3,214.09 17,722,519	- -	1.51
20	HKBN LTD ケイマン諸島	株式 各種電気通信サービス	87,000	179.55 15,620,850	197.91 17,218,170	- -	1.46
21	DELTA ELECTRONICS INC 台湾	株式 電子装置・機器・部品	24,000	658.60 15,806,400	703.10 16,874,400	- -	1.44
22	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR ケイマン諸島	株式 インターネット販売・通信販売	629	26,001.46 16,354,923	26,436.60 16,628,623	- -	1.41
23	ADVANCED INFO SERVICE PCL タイ	株式 無線通信サービス	26,400	628.12 16,582,500	618.07 16,317,180	- -	1.39
24	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTME 香港	株式 不動産管理・開発	51,000	336.82 17,178,075	315.22 16,076,475	- -	1.37

25	CHINA MOBILE LIMITED 香港	株式 無線通信 サービス	21,500	734.40 15,789,600	716.85 15,412,275	- -	1.31
26	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 電子装 置・機 器・部品	54,200	307.22 16,651,757	277.68 15,050,256	- -	1.28
27	LARGAN PRECISION CO LTD 台湾	株式 電子装 置・機 器・部品	1,000	14,311.20 14,311,200	13,617.00 13,617,000	- -	1.16
28	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・ 半導体製 造装置	1,792	7,295.19 13,072,998	7,506.39 13,451,468	- -	1.14
29	GLOBE TELECOM INC フィリピン	株式 無線通信 サービス	2,935	4,392.05 12,890,696	4,396.31 12,903,199	- -	1.10
30	VENTURE CORP LTD シンガポール	株式 電子装 置・機 器・部品	9,400	1,272.51 11,961,661	1,365.59 12,836,555	- -	1.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年7月31日現在

種類	投資比率(%)
株式	96.80
合計	96.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

令和2年7月31日現在

業種	国内/外国	投資比率(%)	
銀行	外国	15.86	
半導体・半導体製造装置		9.77	
コンピュータ・周辺機器		6.92	
インタラクティブ・メディアおよびサービス		6.45	
インターネット販売・通信販売		6.06	
電子装置・機器・部品		5.97	
保険		5.88	
資本市場		5.17	
各種電気通信サービス		4.34	
不動産管理・開発		4.09	
無線通信サービス		4.03	
石油・ガス・消耗燃料		3.24	
娯楽		2.46	
建設資材		2.18	
食品・生活必需品小売り		1.86	
機械		1.69	
ライフサイエンス・ツール/サービス		1.65	
情報技術サービス		1.51	
ガス		0.97	
家庭用品		0.96	
ホテル・レストラン・レジャー		0.94	
繊維・アパレル・贅沢品		0.91	
自動車		0.91	
運送インフラ		0.84	
貯蓄・抵当・不動産金融		0.78	
電力		0.55	
エネルギー設備・サービス		0.42	
航空宇宙・防衛		0.38	
合計			96.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

アジア債券マザーファンド

令和2年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	SUN HUNG KAI PROPERTIES 3.625 01/16/23 ケイマン諸島	社債券	26,150,000	104.43 27,309,621	105.04 27,468,662	3.625 2023/1/16	2.32
2	BHARTI AIRTEL INTERNATIO 5.35 05/20/24 オランダ	社債券	24,058,000	106.00 25,503,043	108.35 26,066,952	5.35 2024/5/20	2.21
3	CNOOC FINANCE 2013 LTD 3.3 09/30/49 イギリス領バージン諸島	特殊債券	20,920,000	109.19 22,843,179	113.63 23,772,203	3.3 2049/9/30	2.01
4	BANK OF CHINA 5.0 11/13/24 中国	特殊債券	20,920,000	111.45 23,316,584	112.36 23,507,802	5 2024/11/13	1.99
5	TENCENT HOLDINGS LTD 3.24 06/03/50 ケイマン諸島	社債券	20,920,000	105.39 22,049,061	111.74 23,377,930	3.24 2050/6/3	1.98
6	HUARONG FINANCE II 4.625 06/03/26 イギリス領バージン諸島	特殊債券	20,920,000	107.66 22,522,831	110.87 23,195,828	4.625 2026/6/3	1.96
7	CITIC LTD 3.7 06/14/26 香港	特殊債券	20,920,000	109.22 22,850,041	110.33 23,082,581	3.7 2026/6/14	1.95
8	LLPL CAPITAL PTE LTD 6.875 02/04/39 シンガポール	社債券	20,110,396	110.42 22,207,809	114.42 23,012,224	6.875 2039/2/4	1.95
9	CNOOC FINANCE 2015 US 3.5 05/05/25 アメリカ	特殊債券	20,920,000	109.06 22,815,757	109.92 22,995,632	3.5 2025/5/5	1.95
10	THREE GORGES FIN I KY 3.15 06/02/26 ケイマン諸島	特殊債券	20,920,000	108.54 22,706,568	109.12 22,829,577	3.15 2026/6/2	1.93
11	PERUSAHAAN GAS NEGARA 5.125 05/16/24 インドネシア	特殊債券	20,920,000	106.14 22,204,698	108.88 22,778,275	5.125 2024/5/16	1.93
12	KOREA HYDRO & NUCLEAR PO 3.75 07/25/23 韓国	特殊債券	20,920,000	108.50 22,699,596	108.57 22,714,110	3.75 2023/7/25	1.92
13	SINOPEC GRP DEV 2018 2.95 08/08/29 イギリス領バージン諸島	特殊債券	20,920,000	105.75 22,123,769	108.24 22,644,801	2.95 2029/8/8	1.92
14	CK HUTCHISON INTL 19 II 2.75 09/06/29 ケイマン諸島	社債券	20,920,000	105.50 22,070,766	107.31 22,449,819	2.75 2029/9/6	1.90
15	KOREA GAS CORP 2.25 07/18/26 韓国	特殊債券	20,920,000	106.23 22,224,574	107.06 22,397,609	2.25 2026/7/18	1.90

16	SM INVESTMENTS CORP 4.875 06/10/24 フィリピン	社債券	20,920,000	104.99 21,965,713	105.77 22,127,862	4.875 2024/6/10	1.87
17	SF HOLDING INVESTMENT 2.875 02/20/30 イギリス領バージン諸島	社債券	20,920,000	103.85 21,726,660	105.25 22,020,258	2.875 2030/2/20	1.86
18	PLDT INC 3.45 06/23/50 フィリピン	社債券	20,920,000	101.37 21,207,696	104.42 21,846,678	3.45 2050/6/23	1.85
19	POSCO 2.5 01/17/25 韓国	社債券	20,920,000	103.39 21,630,338	104.16 21,791,420	2.5 2025/1/17	1.84
20	HPHT FINANCE 19 LTD 2.875 11/05/24 ケイマン諸島	社債券	20,920,000	102.87 21,522,077	104.12 21,782,113	2.875 2024/11/5	1.84
21	PTTEP TREASURY CENTER CO 2.587 06/10/27 タイ	社債券	20,920,000	102.52 21,447,251	103.92 21,740,955	2.587 2027/6/10	1.84
22	SINO OCEAN LAND IV 4.75 08/05/29 イギリス領バージン諸島	特殊債券	20,920,000	100.19 20,961,126	103.90 21,735,969	4.75 2029/8/5	1.84
23	SUNNY OPTICAL TECH 3.75 01/23/23 ケイマン諸島	社債券	20,920,000	102.90 21,527,307	103.83 21,723,016	3.75 2023/1/23	1.84
24	SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 7.95 10/11/23 ケイマン諸島	社債券	20,920,000	102.49 21,442,014	103.69 21,692,297	7.95 2023/10/11	1.84
25	GREENKO MAURITIUS LTD 6.25 02/21/23 モーリシャス	特殊債券	20,920,000	100.38 21,001,163	103.13 21,576,461	6.25 2023/2/21	1.83
26	XIAOMI BEST TIME INTL 3.375 04/29/30 香港	社債券	20,920,000	99.12 20,736,048	102.98 21,544,560	3.375 2030/4/29	1.82
27	COUNTRY GARDEN HLDGS 5.125 01/14/27 ケイマン諸島	社債券	20,920,000	100.62 21,051,670	102.64 21,472,955	5.125 2027/1/14	1.82
28	PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR 3.0 06/30/30 インドネシア	特殊債券	20,920,000	99.37 20,790,143	102.54 21,451,951	3 2030/6/30	1.82
29	BEIJING GAS SG CAPITAL 2.75 05/31/22 イギリス領バージン諸島	地方債証券	20,920,000	101.53 21,240,076	102.42 21,426,264	2.75 2022/5/31	1.81
30	UNITED OVERSEAS BANK LTD 03/08/27 シンガポール	社債券	20,920,000	101.64 21,264,447	101.81 21,300,011	2.88 2027/3/8	1.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年7月31日現在

種類	投資比率（％）
地方債証券	1.81
特殊債券	27.83
社債券	66.69
合計	96.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

アジアREITマザーファンド

令和2年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	LINK REIT 香港	投資証券	149,600	847.12 126,729,900	814.05 121,781,880	- -	21.08
2	ASCENDAS REAL ESTATE INVT シンガポール	投資信託受益証券	330,864	250.74 82,964,139	270.06 89,355,315	- -	15.47
3	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST シンガポール	投資信託受益証券	263,221	224.29 59,038,522	248.70 65,464,484	- -	11.33
4	MAPLETREE LOGISTICS TRUST シンガポール	投資信託受益証券	384,200	151.57 58,234,629	162.49 62,431,616	- -	10.81
5	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST シンガポール	投資信託受益証券	490,180	93.07 45,622,915	102.99 50,484,373	- -	8.74
6	CAPITALAND RETAIL CHINA TRUST シンガポール	投資信託受益証券	366,015	98.41 36,021,036	93.83 34,345,639	- -	5.95
7	KEPPEL DC REIT シンガポール	投資信託受益証券	138,991	201.40 27,993,565	227.34 31,598,797	- -	5.47
8	ESR REIT シンガポール	投資信託受益証券	811,200	29.75 24,135,714	29.75 24,135,714	- -	4.18
9	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST シンガポール	投資信託受益証券	252,000	92.61 23,337,720	91.39 23,031,540	- -	3.99
10	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST シンガポール	投資信託受益証券	163,700	147.23 24,103,138	140.37 22,979,158	- -	3.98
11	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST シンガポール	投資信託受益証券	127,500	134.27 17,119,476	122.82 15,660,429	- -	2.71

12	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD シンガポール	投資信託受益証券	166,100	91.54 15,206,122	91.54 15,206,122	- -	2.63
13	KEPPEL REIT シンガポール	投資信託受益証券	63,500	83.15 5,280,412	83.91 5,328,856	- -	0.92
14	ASCOTT TRUST シンガポール	投資信託受益証券	47,400	73.61 3,489,580	68.27 3,236,450	- -	0.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年7月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	76.74
投資証券	21.08
合計	97.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

アジア3資産ファンド 分配コース

該当事項はありません。

アジア3資産ファンド 資産形成コース

該当事項はありません。

(参考)

アジア好配当株マザーファンド

該当事項はありません。

アジア債券マザーファンド

該当事項はありません。

アジアREITマザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

アジア3資産ファンド 分配コース

該当事項はありません。

アジア3資産ファンド 資産形成コース

該当事項はありません。

（参考）

アジア好配当株マザーファンド

該当事項はありません。

アジア債券マザーファンド

該当事項はありません。

アジアREITマザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

アジア3資産ファンド 分配コース

直近日（令和2年7月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第7特定期間末 （平成23年 1月17日）	10,488	10,563	0.7005	0.7055
第8特定期間末 （平成23年 7月15日）	8,465	8,510	0.6637	0.6672
第9特定期間末 （平成24年 1月16日）	6,212	6,244	0.5713	0.5743
第10特定期間末 （平成24年 7月17日）	5,761	5,789	0.6180	0.6210
第11特定期間末 （平成25年 1月15日）	6,301	6,325	0.7748	0.7778
第12特定期間末 （平成25年 7月16日）	5,793	5,815	0.8173	0.8203
第13特定期間末 （平成26年 1月15日）	4,619	4,635	0.8341	0.8371
第14特定期間末 （平成26年 7月15日）	4,058	4,072	0.8710	0.8740
第15特定期間末 （平成27年 1月15日）	4,086	4,098	0.9773	0.9803
第16特定期間末 （平成27年 7月15日）	3,774	3,785	1.0242	1.0272
第17特定期間末 （平成28年 1月15日）	2,893	2,903	0.8547	0.8577
第18特定期間末 （平成28年 7月15日）	2,660	2,669	0.8402	0.8432
第19特定期間末 （平成29年 1月16日）	2,586	2,595	0.8846	0.8876
第20特定期間末 （平成29年 7月18日）	2,590	2,598	0.9454	0.9484
第21特定期間末 （平成30年 1月15日）	2,469	2,477	0.9768	0.9798

第22特定期間末 (平成30年 7月17日)	2,198	2,205	0.9159	0.9189
第23特定期間末 (平成31年 1月15日)	1,943	1,950	0.8475	0.8505
第24特定期間末 (令和 1年 7月16日)	1,926	1,932	0.9151	0.9181
第25特定期間末 (令和2年1月15日)	1,966	1,972	0.9597	0.9627
第26特定期間末 (令和2年7月15日)	1,703	1,709	0.8676	0.8706
令和1年7月末日	1,912	-	0.9127	-
8月末日	1,820	-	0.8697	-
9月末日	1,855	-	0.8894	-
10月末日	1,899	-	0.9150	-
11月末日	1,908	-	0.9211	-
12月末日	1,930	-	0.9409	-
令和2年1月末日	1,861	-	0.9227	-
2月末日	1,838	-	0.9148	-
3月末日	1,546	-	0.7749	-
4月末日	1,609	-	0.8087	-
5月末日	1,617	-	0.8144	-
6月末日	1,685	-	0.8515	-
7月末日	1,681	-	0.8648	-

アジア3資産ファンド 資産形成コース

直近日(令和2年7月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第7計算期間末 (平成23年 1月17日)	5,213	5,278	0.7925	0.8025
第8計算期間末 (平成23年 7月15日)	4,527	4,587	0.7655	0.7755
第9計算期間末 (平成24年 1月16日)	3,582	3,636	0.6706	0.6806
第10計算期間末 (平成24年 7月17日)	3,548	3,597	0.7362	0.7462
第11計算期間末 (平成25年 1月15日)	3,988	4,030	0.9369	0.9469
第12計算期間末 (平成25年 7月16日)	3,391	3,425	0.9998	1.0098
第13計算期間末 (平成26年 1月15日)	2,443	2,467	1.0331	1.0431
第14計算期間末 (平成26年 7月15日)	2,362	2,383	1.0914	1.1014
第15計算期間末 (平成27年 1月15日)	2,338	2,368	1.2310	1.2470

第16計算期間末 (平成27年 7月15日)	2,263	2,297	1.2922	1.3112
第17計算期間末 (平成28年 1月15日)	1,802	1,819	1.0895	1.0995
第18計算期間末 (平成28年 7月15日)	1,682	1,696	1.0849	1.0939
第19計算期間末 (平成29年 1月16日)	1,601	1,619	1.1534	1.1664
第20計算期間末 (平成29年 7月18日)	1,651	1,671	1.2424	1.2574
第21計算期間末 (平成30年 1月15日)	1,560	1,577	1.2942	1.3082
第22計算期間末 (平成30年 7月17日)	1,477	1,487	1.2280	1.2360
第23計算期間末 (平成31年 1月15日)	1,355	1,366	1.1498	1.1588
第24計算期間末 (令和 1年 7月16日)	1,424	1,444	1.2489	1.2659
第25計算期間末 (令和2年1月15日)	1,457	1,468	1.3253	1.3353
第26計算期間末 (令和2年7月15日)	1,308	1,318	1.2149	1.2239
令和1年7月末日	1,430	-	1.2457	-
8月末日	1,368	-	1.1913	-
9月末日	1,398	-	1.2222	-
10月末日	1,421	-	1.2614	-
11月末日	1,420	-	1.2738	-
12月末日	1,452	-	1.3052	-
令和2年1月末日	1,402	-	1.2749	-
2月末日	1,386	-	1.2680	-
3月末日	1,172	-	1.0802	-
4月末日	1,229	-	1.1307	-
5月末日	1,245	-	1.1434	-
6月末日	1,294	-	1.1982	-
7月末日	1,309	-	1.2105	-

【分配の推移】

アジア3資産ファンド 分配コース

	1口当たりの分配金（円）
第7特定期間	0.0300
第8特定期間	0.0225
第9特定期間	0.0195
第10特定期間	0.0180
第11特定期間	0.0180
第12特定期間	0.0180
第13特定期間	0.0180
第14特定期間	0.0180
第15特定期間	0.0180
第16特定期間	0.0180
第17特定期間	0.0180
第18特定期間	0.0180
第19特定期間	0.0180
第20特定期間	0.0180
第21特定期間	0.0180
第22特定期間	0.0180
第23特定期間	0.0180
第24特定期間	0.0180
第25特定期間	0.0180
第26特定期間	0.0180

アジア3資産ファンド 資産形成コース

	1口当たりの分配金（円）
第7計算期間	0.0100
第8計算期間	0.0100
第9計算期間	0.0100
第10計算期間	0.0100
第11計算期間	0.0100
第12計算期間	0.0100
第13計算期間	0.0100
第14計算期間	0.0100
第15計算期間	0.0160
第16計算期間	0.0190
第17計算期間	0.0100
第18計算期間	0.0090
第19計算期間	0.0130
第20計算期間	0.0150
第21計算期間	0.0140
第22計算期間	0.0080
第23計算期間	0.0090
第24計算期間	0.0170
第25計算期間	0.0100
第26計算期間	0.0090

【収益率の推移】

アジア3資産ファンド 分配コース

	収益率(%)
第7特定期間	7.08
第8特定期間	2.04
第9特定期間	10.98
第10特定期間	11.33
第11特定期間	28.28
第12特定期間	7.81
第13特定期間	4.26
第14特定期間	6.58
第15特定期間	14.27
第16特定期間	6.64
第17特定期間	14.79
第18特定期間	0.41
第19特定期間	7.43
第20特定期間	8.91
第21特定期間	5.23
第22特定期間	4.39
第23特定期間	5.50
第24特定期間	10.10
第25特定期間	6.8
第26特定期間	7.7

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(注3) 特定期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

アジア3資産ファンド 資産形成コース

	収益率(%)
第7計算期間	7.20
第8計算期間	2.15
第9計算期間	11.09
第10計算期間	11.27
第11計算期間	28.62
第12計算期間	7.78
第13計算期間	4.33
第14計算期間	6.61
第15計算期間	14.26
第16計算期間	6.52
第17計算期間	14.91
第18計算期間	0.40
第19計算期間	7.51
第20計算期間	9.02
第21計算期間	5.30
第22計算期間	4.50
第23計算期間	5.64
第24計算期間	10.10
第25計算期間	6.9
第26計算期間	7.7

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 計算期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

アジア3資産ファンド 分配コース

	設定口数	解約口数
第7特定期間	866,558,668	2,017,120,824
第8特定期間	487,757,607	2,705,706,834
第9特定期間	69,555,661	1,951,357,351
第10特定期間	115,969,967	1,666,528,207
第11特定期間	305,672,147	1,495,856,221
第12特定期間	990,758,167	2,035,236,703
第13特定期間	53,983,752	1,604,994,690
第14特定期間	59,084,811	937,323,758
第15特定期間	139,097,887	617,653,385
第16特定期間	96,561,266	592,149,039
第17特定期間	49,194,771	349,786,472
第18特定期間	21,179,938	240,045,162
第19特定期間	14,508,776	256,603,019
第20特定期間	48,341,319	232,002,957
第21特定期間	35,204,521	246,831,880
第22特定期間	28,206,457	156,489,414
第23特定期間	20,035,958	127,064,642
第24特定期間	26,394,400	214,170,521
第25特定期間	21,670,535	78,469,000
第26特定期間	20,919,017	106,546,321

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

アジア3資産ファンド 資産形成コース

	設定口数	解約口数
第7計算期間	110,909,341	1,053,967,838
第8計算期間	99,439,509	762,793,430
第9計算期間	80,993,372	652,635,692
第10計算期間	92,378,902	614,611,710
第11計算期間	96,040,957	660,021,837
第12計算期間	304,987,374	1,169,836,874
第13計算期間	45,259,605	1,071,870,997
第14計算期間	49,826,494	250,862,985
第15計算期間	35,250,611	299,832,959
第16計算期間	69,042,472	216,837,518
第17計算期間	34,055,783	131,353,354
第18計算期間	23,430,687	127,642,281
第19計算期間	15,832,654	177,748,435
第20計算期間	26,016,367	85,076,301
第21計算期間	56,463,513	179,910,986
第22計算期間	39,747,526	42,446,759
第23計算期間	14,015,344	38,234,894
第24計算期間	23,544,188	61,743,494
第25計算期間	26,861,315	68,163,178
第26計算期間	23,583,481	46,031,094

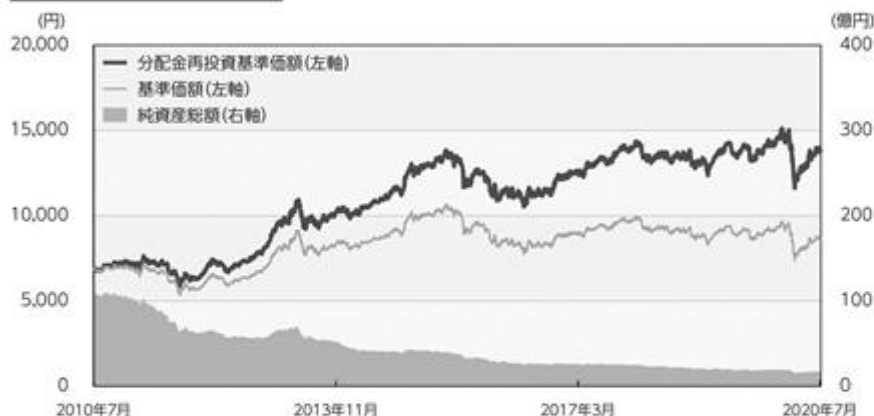
(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

参考情報

データの基準日:2020年7月31日

基準価額・純資産の推移 (2010年7月30日～2020年7月31日)

分配コース

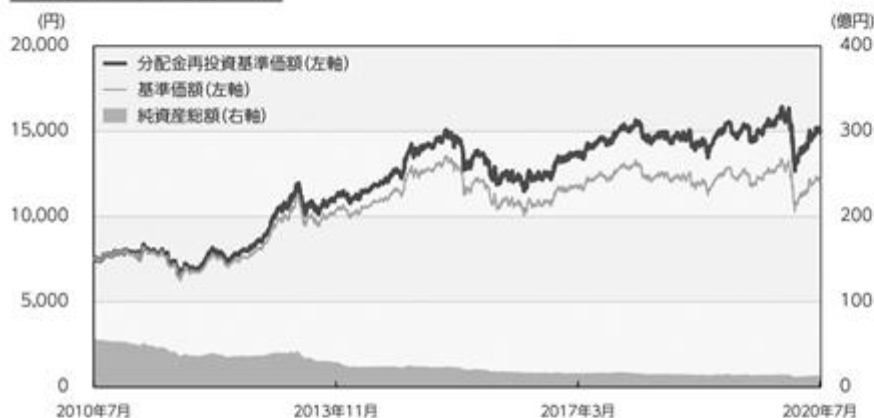


分配の推移(税引前)

分配コース

2020年 3月	30円
2020年 4月	30円
2020年 5月	30円
2020年 6月	30円
2020年 7月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	4,950円

資産形成コース



資産形成コース

2018年 7月	80円
2019年 1月	90円
2019年 7月	170円
2020年 1月	100円
2020年 7月	90円
設定来累計	2,890円

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2007年7月31日)

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

分配コース

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	アジア債券マザーファンド	39.62
2	アジア好配当株マザーファンド	39.17
3	アジアREITマザーファンド	19.68

資産形成コース

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	アジア好配当株マザーファンド	39.48
2	アジア債券マザーファンド	39.35
3	アジアREITマザーファンド	18.83

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2020年7月31日

■アジア好配当株マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	8.15
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	6.92
3	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インタラクティブ・メディアおよびサービス	6.45
4	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	株式	中国	保険	3.04
5	CHINA CONSTRUCTION BANK	株式	中国	銀行	2.97

■アジア債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	SUN HUNG KAI PROPERTIES 3.625 01/16/23	社債券	ケイマン諸島	3.625	2023/1/16	2.32
2	BHARTI AIRTEL INTERNATIO 5.35 05/20/24	社債券	オランダ	5.35	2024/5/20	2.21
3	CNOOC FINANCE 2013 LTD 3.3 09/30/49	特殊債券	イギリス・ジャージ	3.3	2049/9/30	2.01
4	BANK OF CHINA 5.0 11/13/24	特殊債券	中国	5	2024/11/13	1.99
5	TENCENT HOLDINGS LTD 3.24 06/03/50	社債券	ケイマン諸島	3.24	2050/6/3	1.98

■アジアREITマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	LINK REIT	投資証券	香港	21.08
2	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	投資信託受益証券	シンガポール	15.47
3	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	投資信託受益証券	シンガポール	11.33
4	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	投資信託受益証券	シンガポール	10.81
5	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	投資信託受益証券	シンガポール	8.74

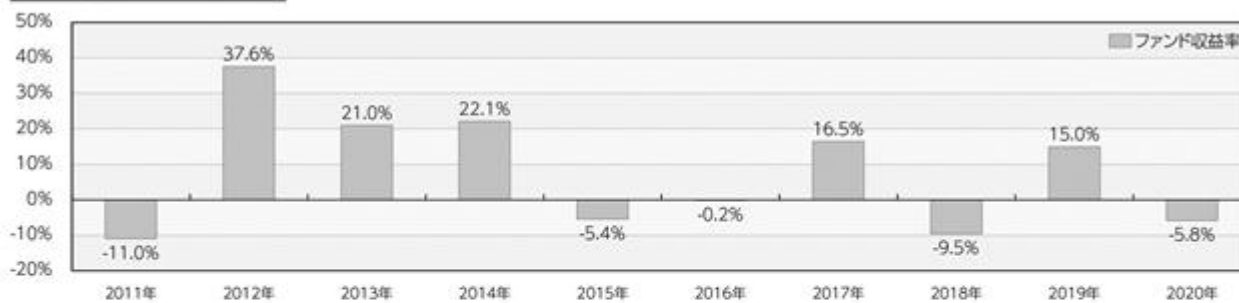
○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

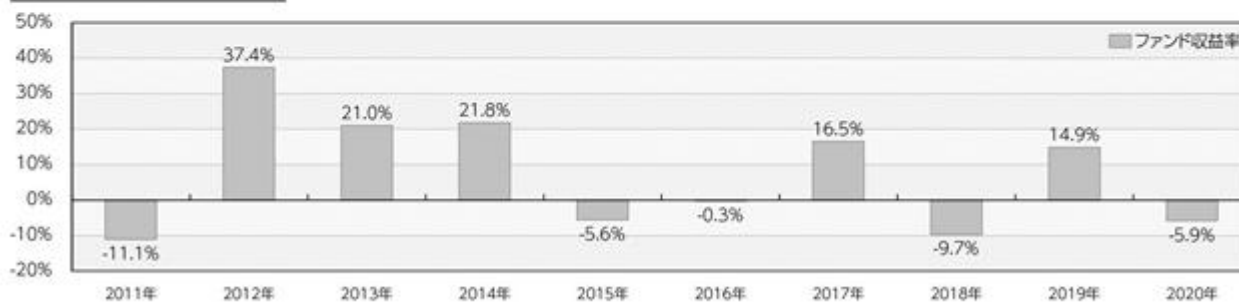
データの基準日:2020年7月31日

年間収益率の推移(暦年ベース)

分配コース



資産形成コース



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、シンガポール証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、お申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 分配コース・資産形成コース間の乗換え(スイッチング)による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングとは、現在保有しているファンドを換金(解約請求)すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を独自に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更は受けられない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。

 - ・換金の際には信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)が差し引かれます。
- (8) 販売会社によっては「分配コース」もしくは「資産形成コース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- (9) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は申込代金の中から差し引かれます。
- (10) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (11) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等)による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込み(スイッチングのお申込

みを含みます。)の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付けを取り消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日がシンガポール証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額(「解約価額」といいます。)とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等)による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることが出来る日とします。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における取引所の最終相場
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。) ・価格情報会社の提供する価額
不動産投資信託証券	計算日における取引所の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2007年7月31日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

分配コース

原則として毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年7月31日から2007年9月15日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

資産形成コース

原則として毎年1月16日から7月15日までおよび7月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年7月31日から2008年1月15日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回る事となる場合には、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合および前記1.に基づいて信託を終了する場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社とフルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドとの間の「アジア好配当株マザーファンド」における外部委託契約、委託会社とルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーとの間の「アジア債券マザーファンド」における外部委託契約および委託会社とAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドとの間の「アジアREITマザーファンド」における外部委託契約の契約期間は、各マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、1月と7月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

アジア3資産ファンド 分配コース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(令和2年1月16日から令和2年7月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

アジア3資産ファンド 資産形成コース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(令和2年1月16日から令和2年7月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア3資産ファンド 分配コース】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 令和2年1月15日現在	当期 令和2年7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	69,055,378	32,233,031
親投資信託受益証券	1,905,887,806	1,680,448,044
流動資産合計	1,974,943,184	1,712,681,075
資産合計	1,974,943,184	1,712,681,075
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,146,029	5,889,147
未払解約金	288,063	1,506,354
未払受託者報酬	104,202	92,091
未払委託者報酬	2,327,383	2,056,858
その他未払費用	5,836	4,972
流動負債合計	8,871,513	9,549,422
負債合計	8,871,513	9,549,422
純資産の部		
元本等		
元本	2,048,676,559	1,963,049,255
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	82,604,888	259,917,602
(分配準備積立金)	160,894,301	143,765,206
元本等合計	1,966,071,671	1,703,131,653
純資産合計	1,966,071,671	1,703,131,653
負債純資産合計	1,974,943,184	1,712,681,075

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月15日	当期 自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	142,742,054	137,439,762
営業収益合計	142,742,054	137,439,762
営業費用		
支払利息	9,821	6,042
受託者報酬	616,046	561,188
委託者報酬	13,758,870	12,534,400
その他費用	34,951	30,312
営業費用合計	14,419,688	13,131,942
営業利益又は営業損失()	128,322,366	150,571,704
経常利益又は経常損失()	128,322,366	150,571,704
当期純利益又は当期純損失()	128,322,366	150,571,704
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	11,973	1,058,260
期首剰余金又は期首欠損金()	178,855,122	82,604,888
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,353,871	10,661,626
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,353,871	10,661,626
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,078,102	2,622,401
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,078,102	2,622,401
分配金	37,335,928	35,838,495
期末剰余金又は期末欠損金()	82,604,888	259,917,602

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 令和2年1月16日	至 令和2年7月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	令和2年1月15日現在	令和2年7月15日現在
1. 期首元本額	2,105,475,024円	2,048,676,559円
期中追加設定元本額	21,670,535円	20,919,017円
期中一部解約元本額	78,469,000円	106,546,321円
2. 受益権の総数	2,048,676,559口	1,963,049,255口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は82,604,888円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は259,917,602円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 令和1年7月17日 至 令和2年1月15日	自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
1. 分配金の計算過程	<p>(自令和1年7月17日 至令和1年8月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,266,691円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,079,497円)及び分配準備積立金(175,183,910円)より分配対象収益は228,530,098円(1万口当たり1,092.39円)であり、うち6,276,035円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自令和1年8月16日 至令和1年9月17日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,324,316円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,195,096円)及び分配準備積立金(173,673,544円)より分配対象収益は228,192,956円(1万口当たり1,092.76円)であり、うち6,264,671円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>(自令和2年1月16日 至令和2年2月17日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,327,221円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,313,284円)及び分配準備積立金(158,023,005円)より分配対象収益は209,663,510円(1万口当たり1,038.85円)であり、うち6,054,628円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自令和2年2月18日 至令和2年3月16日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,115,047円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,247,258円)及び分配準備積立金(153,344,418円)より分配対象収益は203,706,723円(1万口当たり1,019.47円)であり、うち5,994,474円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>

(自令和1年9月18日 至令和1年10月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,532,094円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,391,694円)及び分配準備積立金(172,863,000円)より分配対象収益は224,786,788円(1万口当たり1,079.77円)であり、うち6,245,371円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(自令和1年10月16日 至令和1年11月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,486,795円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,354,844円)及び分配準備積立金(169,095,304円)より分配対象収益は221,936,943円(1万口当たり1,071.45円)であり、うち6,214,101円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(自令和1年11月16日 至令和1年12月16日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,727,129円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,618,780円)及び分配準備積立金(166,264,763円)より分配対象収益は219,610,672円(1万口当たり1,064.39円)であり、うち6,189,721円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(自令和1年12月17日 至令和2年1月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,669,943円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,547,640円)及び分配準備積立金(163,370,387円)より分配対象収益は215,587,970円(1万口当たり1,052.32円)であり、うち6,146,029円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(自令和2年3月17日 至令和2年4月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,781,161円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,302,728円)及び分配準備積立金(148,876,433円)より分配対象収益は198,960,322円(1万口当たり998.42円)であり、うち5,978,241円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(自令和2年4月16日 至令和2年5月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,379,951円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,455,134円)及び分配準備積立金(144,215,903円)より分配対象収益は198,050,988円(1万口当たり995.48円)であり、うち5,968,501円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(自令和2年5月16日 至令和2年6月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,305,706円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,501,420円)及び分配準備積立金(143,102,476円)より分配対象収益は198,909,602円(1万口当たり1,002.31円)であり、うち5,953,504円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(自令和2年6月16日 至令和2年7月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,874,580円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,093,253円)及び分配準備積立金(142,779,773円)より分配対象収益は197,747,606円(1万口当たり1,007.34円)であり、うち5,889,147円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

2. 委託費用	<p>信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>(注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>4,324,692円</p>	<p>信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>(注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>3,907,460円</p>
---------	---	---

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月15日	当期 自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
	令和2年1月15日現在	令和2年7月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	令和2年1月15日現在	令和2年7月15日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	76,022,913	52,085,910
合計	76,022,913	52,085,910

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 令和2年1月15日現在	当期 令和2年7月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9597円 (9,597円)	0.8676円 (8,676円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年7月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	アジア好配当株マザーファンド	427,254,879	683,864,159	
	アジア債券マザーファンド	310,484,534	671,515,950	
	アジアREITマザーファンド	159,644,404	325,067,935	
親投資信託受益証券	合計	897,383,817	1,680,448,044	
合計			1,680,448,044	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アジア3資産ファンド 資産形成コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第25期 令和2年1月15日現在	第26期 令和2年7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	66,736,345	47,087,590
親投資信託受益証券	1,412,984,679	1,282,665,239
流動資産合計	1,479,721,024	1,329,752,829
資産合計	1,479,721,024	1,329,752,829
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,996,365	9,694,700
未払解約金	590,016	1,372,719
未払受託者報酬	461,683	425,985
未払委託者報酬	10,311,616	9,514,687
その他未払費用	26,175	22,989
流動負債合計	22,385,855	21,031,080
負債合計	22,385,855	21,031,080
純資産の部		
元本等		
元本	1,099,636,534	1,077,188,921
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	357,698,635	231,532,828
(分配準備積立金)	357,578,794	348,926,952
元本等合計	1,457,335,169	1,308,721,749
純資産合計	1,457,335,169	1,308,721,749
負債純資産合計	1,479,721,024	1,329,752,829

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第25期 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月15日	第26期 自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	106,285,414	101,319,440
営業収益合計	106,285,414	101,319,440
営業費用		
支払利息	10,712	9,461
受託者報酬	461,683	425,985
委託者報酬	10,311,616	9,514,687
その他費用	26,175	22,989
営業費用合計	10,810,186	9,973,122
営業利益又は営業損失()	95,475,228	111,292,562
経常利益又は経常損失()	95,475,228	111,292,562
当期純利益又は当期純損失()	95,475,228	111,292,562
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	673,826	5,150,865
期首剰余金又は期首欠損金()	283,972,445	357,698,635
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,848,429	4,590,627
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,848,429	4,590,627
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,927,276	14,920,037
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,927,276	14,920,037
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	10,996,365	9,694,700
期末剰余金又は期末欠損金()	357,698,635	231,532,828

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第26期	
	自	至
	令和2年1月16日	令和2年7月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第25期	第26期
	令和2年1月15日現在	令和2年7月15日現在
1. 期首元本額	1,140,938,397円	1,099,636,534円
期中追加設定元本額	26,861,315円	23,583,481円
期中一部解約元本額	68,163,178円	46,031,094円
2. 受益権の総数	1,099,636,534口	1,077,188,921口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第25期	第26期
	自 令和1年7月17日 至 令和2年1月15日	自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(20,988,154円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(99,654,854円)及び分配準備積立金(347,587,005円)より分配対象収益は468,230,013円(1万口当たり4,258.04円)であり、うち10,996,365円(1万口当たり100円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(15,831,023円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(105,155,706円)及び分配準備積立金(342,790,629円)より分配対象収益は463,777,358円(1万口当たり4,305.44円)であり、うち9,694,700円(1万口当たり90円)を分配金額としております。
2. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 3,226,218円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 2,934,729円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第25期	第26期
	自 令和1年7月17日 至 令和2年1月15日	自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期 令和2年1月15日現在	第26期 令和2年7月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第25期 令和2年1月15日現在	第26期 令和2年7月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	103,058,725	99,727,689
合計	103,058,725	99,727,689

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第25期 令和2年1月15日現在	第26期 令和2年7月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3253円 (13,253円)	1,2149円 (12,149円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年7月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	アジア好配当株マザーファンド	325,625,840	521,196,719	
	アジア債券マザーファンド	240,101,648	519,291,844	
	アジアREITマザーファンド	118,935,604	242,176,676	
親投資信託受益証券	合計	684,663,092	1,282,665,239	
合計			1,282,665,239	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「アジア3資産ファンド 分配コース」、「アジア3資産ファンド 資産形成コース」は、「アジア好配当株マザーファンド」受益証券、「アジア債券マザーファンド」受益証券及び「アジアREITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

アジア好配当株マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

令和2年7月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	26,994,005
コール・ローン	6,591,009
株式	1,164,238,118
未収配当金	7,263,358
流動資産合計	1,205,086,490
資産合計	1,205,086,490
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	752,880,719
剰余金	
剰余金又は欠損金()	452,205,771
元本等合計	1,205,086,490
純資産合計	1,205,086,490
負債純資産合計	1,205,086,490

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和2年1月16日
	至 令和2年7月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年7月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	765,217,260円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	12,336,541円
元本の内訳	
ファンド名	
アジア3資産ファンド 分配コース	427,254,879円
アジア3資産ファンド 資産形成コース	325,625,840円
計	752,880,719円
2. 受益権の総数	752,880,719口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年7月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年7月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	35,759,222
合計	35,759,222

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年7月15日現在
1口当たり純資産額	1.6006円
(1万口当たり純資産額)	(16,006円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

令和2年7月15日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	NETEASE INC-ADR	198	476.050	94,257.900	
	JD.COM INC ADR	1,890	62.130	117,425.700	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR	629	248.580	156,356.820	
アメリカ・ドル	小計	2,717		368,040.420 (39,490,737)	
インド・ルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	9,472	1,917.000	18,157,824.000	
	HDFC BANK LTD	15,415	1,058.850	16,322,172.750	
	AXIS BANK LTD	14,408	417.700	6,018,221.600	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP	3,577	1,791.600	6,408,553.200	
	HINDUSTAN UNILEVER LTD	3,633	2,234.750	8,118,846.750	
	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	5,514	2,171.950	11,976,132.300	
インド・ルピー	小計	52,019		67,001,750.600 (96,482,521)	
インドネシア・ルピア	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	535,700	3,080.000	1,649,956,000.000	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	81,000	31,000.000	2,511,000,000.000	
インドネシア・ルピア	小計	616,700		4,160,956,000.000 (31,207,170)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TECH ENG	17,900	3.240	57,996.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	7,112	21.480	152,765.760	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	9,400	8.270	77,738.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	57,200	2.520	144,144.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	5,800	20.670	119,886.000	
	VENTURE CORP LTD	9,400	16.680	156,792.000	
シンガポール・ドル	小計	106,812		709,321.760 (54,709,987)	
タイ・パーツ	ADVANCED INFO SERVICE PCL	26,400	187.500	4,950,000.000	
	LAND AND HOUSES PCL	240,800	7.450	1,793,960.000	
	SIAM COMMERCIAL BANK PCL/THE	45,200	72.750	3,288,300.000	
	TISCO FINANCIAL GROUP PCL	20,300	68.000	1,380,400.000	
	CENTRAL PATTANA PCL	57,400	49.250	2,826,950.000	
	PTT PCL	64,300	38.000	2,443,400.000	
	INTOUCH HOLDINGS PCL	14,300	56.750	811,525.000	
タイ・パーツ	小計	468,700		17,494,535.000 (59,656,364)	

フィリピン・ペソ	GLOBE TELECOM INC	2,935	2,062.000	6,051,970.000	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	122,165	36.000	4,397,940.000	
フィリピン・ペソ 小計		125,100		10,449,910.000 (22,676,305)	
マレーシア・リンギット	DIALOG GROUP BHD	52,700	3.900	205,530.000	
	PUBLIC BANK BHD(LOCAL)	17,800	18.700	332,860.000	
	INARI AMERTRON BHD	226,400	1.850	418,840.000	
マレーシア・リンギット 小計		296,900		957,230.000 (24,083,907)	
韓国・ウォン	NCSOFT CORPORATION	122	946,000.000	115,412,000.000	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	2,910	29,400.000	85,554,000.000	
	SK HYNIX INC	1,792	82,900.000	148,556,800.000	
	HYUNDAI MOTOR CO	950	101,500.000	96,425,000.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	15,672	53,800.000	843,153,600.000	
韓国・ウォン 小計		21,446		1,289,101,400.000 (115,245,665)	
香港・ドル	CHINA MOBILE LIMITED	21,500	54.400	1,169,600.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	32,000	55.950	1,790,400.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTME	51,000	24.950	1,272,450.000	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	22,000	34.250	753,500.000	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	12,000	39.600	475,200.000	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	5,147	355.800	1,831,302.600	
	SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDING	57,222	13.120	750,752.640	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	22,000	38.350	843,700.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	36,000	22.700	817,200.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	18,000	80.800	1,454,400.000	
	TENCENT HOLDINGS LTD	10,500	525.000	5,512,500.000	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	32,000	87.250	2,792,000.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK	448,000	6.250	2,800,000.000	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS LTD	8,500	91.500	777,750.000	
	SHIMAO GROUP HOLDINGS LTD	17,000	32.900	559,300.000	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	406,528	4.900	1,991,987.200	
	SUN ART RETAIL GROUP LTD	66,000	12.000	792,000.000	
	AIA GROUP LTD	35,000	73.750	2,581,250.000	

	SANDS CHINA LTD	27,560	32.350	891,566.000	
	CITIC SECURITIES CO LTD	72,500	18.940	1,373,150.000	
	CHINA TOWER CORP LTD	588,000	1.500	882,000.000	
	MEITUAN DIANPING	4,700	197.100	926,370.000	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	9,940	240.400	2,389,576.000	
	NETEASE INC	6,209	147.000	912,723.000	
	HKBN LTD	114,000	13.300	1,516,200.000	
	CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	72,200	18.720	1,351,584.000	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	9,000	148.500	1,336,500.000	
香港・ドル 小計		2,204,506		40,544,961.440 (561,142,265)	
台湾・ドル	DELTA ELECTRONICS INC	24,000	185.000	4,440,000.000	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	54,200	86.300	4,677,460.000	
	LARGAN PRECISION CO LTD	1,000	4,020.000	4,020,000.000	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	151,320	19.950	3,018,834.000	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	16,000	113.000	1,808,000.000	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	12,000	287.500	3,450,000.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	62,000	363.500	22,537,000.000	
台湾・ドル 小計		320,520		43,951,294.000 (159,543,197)	
合計		4,215,420		1,164,238,118 (1,164,238,118)	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 3銘柄	3.28	3.39
インド・ルピー	株式 6銘柄	8.01	8.29
インドネシア・ルピア	株式 2銘柄	2.59	2.68
シンガポール・ドル	株式 6銘柄	4.54	4.70
タイ・バーツ	株式 7銘柄	4.95	5.12
フィリピン・ペソ	株式 2銘柄	1.88	1.95
マレーシア・リングgit	株式 3銘柄	2.00	2.07
韓国・ウォン	株式 5銘柄	9.56	9.90
香港・ドル	株式 27銘柄	46.56	48.20
台湾・ドル	株式 7銘柄	13.24	13.70

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

アジア債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

令和2年7月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	22,364,511
コール・ローン	85,665
地方債証券	21,788,338
特殊債券	378,647,611
社債券	752,665,232
未収入金	21,620,950
未収利息	14,723,154
前払費用	352,923
流動資産合計	1,212,248,384
資産合計	1,212,248,384
負債の部	
流動負債	
未払金	21,453,133
流動負債合計	21,453,133
負債合計	21,453,133
純資産の部	
元本等	
元本	550,586,182
剰余金	
剰余金又は欠損金()	640,209,069
元本等合計	1,190,795,251
純資産合計	1,190,795,251
負債純資産合計	1,212,248,384

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年7月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	597,328,048円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	46,741,866円
元本の内訳	
ファンド名	
アジア3資産ファンド 分配コース	310,484,534円
アジア3資産ファンド 資産形成コース	240,101,648円
計	550,586,182円
2. 受益権の総数	550,586,182口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年7月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年7月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
地方債証券	270,396
特殊債券	10,640,985
社債券	14,322,458
合計	3,411,077

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年7月15日現在
1口当たり純資産額	2.1628円
(1万口当たり純資産額)	(21,628円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年7月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	アメリカ・ドル	BEIJING GAS SG CAPITAL 2.75 05/31/22	200,000.000	203,060.000	
	アメリカ・ドル	小計	200,000.000 (21,460,000)	203,060.000 (21,788,338)	
地方債証券 合計			21,460,000 (21,460,000)	21,788,338 (21,788,338)	
特殊債券	アメリカ・ドル	BANK OF CHINA 5.0 11/13/24	200,000.000	222,911.900	
		CITIC LTD 3.7 06/14/26	200,000.000	218,451.640	
		CNOOC FINANCE 2013 LTD 3.3 09/30/49	200,000.000	218,386.040	
		CNOOC FINANCE 2015 US 3.5 05/05/25	200,000.000	218,123.880	
		GREENKO MAURITIUS LTD 6.25 02/21/23	200,000.000	200,775.940	
		HUARONG FINANCE II 4.625 06/03/26	200,000.000	215,323.440	
		INDONESIA ASAHAN ALUMINI 4.75 05/15/25	200,000.000	215,000.000	
		KOREA GAS CORP 2.25 07/18/26	200,000.000	212,472.030	
		KOREA HYDRO & NUCLEAR PO 3.75 07/25/23	200,000.000	217,013.350	
		MINMETALS BOUNTEOUS FIN 09/03/24	200,000.000	200,020.000	
		PERUSAHAAN GAS NEGARA 5.125 05/16/24	200,000.000	212,282.010	
		PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR 3.0 06/30/30	200,000.000	198,758.540	
		PETRONAS CAPITAL LTD 3.5 04/21/30	200,000.000	223,547.540	
		SINO OCEAN LAND IV 4.75 08/05/29	200,000.000	200,393.180	
		SINOPEC GRP DEV 2018 2.95 08/08/29	200,000.000	211,508.310	
	THREE GORGES FIN I KY 3.15 06/02/26	200,000.000	217,080.000		
アメリカ・ドル	小計	3,200,000.000 (343,360,000)	3,402,047.800 (365,039,729)		
インドネシア・ルピア	PT WIJAYA KARYA 7.7 01/31/21	2,000,000,000.000	1,814,384,240.000		
インドネシア・ルピア	小計	2,000,000,000.000 (15,000,000)	1,814,384,240.000 (13,607,882)		

特殊債券 合計			358,360,000 (358,360,000)	378,647,611 (378,647,611)	
社債券	アメリカ・ドル	ADANI TRANSMISSION LTD 4.25 05/21/36	199,000.000	192,173.830	
		ADANIREN KODSOPAR WARSOM 4.625 10/15/39	194,500.000	182,343.750	
		BHARTI AIRTEL INTERNATIO 5.35 05/20/24	230,000.000	243,814.950	
		BINHAI INVESTMENT CO LTD 4.45 11/30/20	200,000.000	194,001.100	
		CENTRAL CHN REAL ESTATE 7.25 07/16/24	200,000.000	194,747.320	
		CFLD CAYMAN INVESTMENT 8.6 04/08/24	200,000.000	200,500.000	
		CHINA EVERGRANDE GROUP 12.0 01/22/24	200,000.000	188,767.070	
		CHINA HONGQIAO GROUP LTD 7.125 07/22/22	200,000.000	186,500.000	
		CIFI HOLDINGS GROUP 5.95 10/20/25	200,000.000	198,958.000	
		CK HUTCHISON INTL 19 II 2.75 09/06/29	200,000.000	211,001.590	
		COUNTRY GARDEN HLDGS 5.125 01/14/27	200,000.000	201,258.800	
		GMR HYDERABAD INTERNATIO 5.375 04/10/24	200,000.000	194,278.590	
		GREENLAND GLB INVST 5.875 07/03/24	200,000.000	194,853.560	
		HPHT FINANCE 19 LTD 2.875 11/05/24	200,000.000	205,756.000	
		KAISA GROUP HOLDINGS LTD 9.375 06/30/24	200,000.000	186,039.730	
		KASIKORNBANK PCL HK 10/02/31	200,000.000	191,987.150	
		LLPL CAPITAL PTE LTD 6.875 02/04/39	192,260.000	212,311.750	
		LMIRT CAPITAL PTE LTD 7.25 06/19/24	200,000.000	178,997.810	
		PLDT INC 3.45 06/23/50	200,000.000	202,750.440	
		POSCO 2.5 01/17/25	200,000.000	206,791.000	
		PRESS METAL LABUAN LTD 4.8 10/30/22	200,000.000	187,522.520	
		PTTEP TREASURY CENTER CO 2.587 06/10/27	200,000.000	205,040.650	
		SF HOLDING INVESTMENT 2.875 02/20/30	200,000.000	207,711.860	
		SM INVESTMENTS CORP 4.875 06/10/24	200,000.000	209,997.260	
SRI REJEKI ISMAN TBK PT 7.25 01/16/25	200,000.000	180,829.000			

	SUN HUNG KAI PROPERTIES 3.625 01/16/23	250,000.000	261,086.250	
	SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 7.95 10/11/23	200,000.000	204,990.580	
	SUNNY OPTICAL TECH 3.75 01/23/23	200,000.000	205,806.000	
	TCL TECHNOLOGY INVEST 1.875 07/14/25	200,000.000	199,892.180	
	TENCENT HOLDINGS LTD 3.24 06/03/50	200,000.000	210,794.090	
	THETA CAPITAL PTE LTD 8.125 01/22/25	200,000.000	171,496.340	
	TOWER BERSAMA INFRASTRUC 4.25 01/21/25	200,000.000	200,529.480	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD 03/08/27	200,000.000	203,293.000	
	WANDA PROPERTIES OVERSEA 6.95 12/05/22	200,000.000	199,524.410	
	XIAOMI BEST TIME INTL 3.375 04/29/30	200,000.000	198,241.380	
	アメリカ・ドル 小計	7,065,760.000 (758,156,048)	7,014,587.440 (752,665,232)	
社債券 合計		758,156,048 (758,156,048)	752,665,232 (752,665,232)	
合計			1,153,101,181 (1,153,101,181)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	地方債証券	1銘柄	1.83
	特殊債券	16銘柄	30.66
	社債券	35銘柄	63.21
インドネシア・ルピア	特殊債券	1銘柄	1.14

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

アジアREITマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

令和2年7月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	4,783,755
コール・ローン	1,095,817
投資信託受益証券	427,961,667
投資証券	129,921,616
未収配当金	3,492,161
流動資産合計	567,255,016
資産合計	567,255,016
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	278,580,008
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	288,675,008
元本等合計	567,255,016
純資産合計	567,255,016
負債純資産合計	567,255,016

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年7月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	278,580,008円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	- 円
元本の内訳	
ファンド名	
アジア3資産ファンド 分配コース	159,644,404円
アジア3資産ファンド 資産形成コース	118,935,604円
計	278,580,008円
2. 受益権の総数	278,580,008口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和2年1月16日 至 令和2年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年7月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年7月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	2,593,988
投資証券	37,759,078
合計	35,165,090

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年7月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0362円 (20,362円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年7月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	166,100.000	199,320.000		
		ASCENDAS REAL ESTATE INVT	330,864.000	1,091,851.200		
		ASCOTT TRUST	47,400.000	45,741.000		
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	127,500.000	224,400.000		
		CAPITALAND RETAIL CHINA TRUST	366,015.000	472,159.350		
		ESR REIT	811,200.000	316,368.000		
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	490,180.000	598,019.600		
		KEPPEL DC REIT	138,991.000	366,936.240		
		KEPPEL REIT	63,500.000	69,215.000		
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	163,700.000	315,941.000		
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	263,221.000	773,869.740		
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	384,200.000	764,558.000		
	シンガポール・ドル 小計			3,352,871.000	5,238,379.130 (404,036,182)	
	香港・ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	252,000.000	1,728,720.000		
香港・ドル 小計			252,000.000	1,728,720.000 (23,925,485)		
投資信託受益証券 合計			3,604,871	427,961,667 (427,961,667)		
投資証券	香港・ドル	LINK REIT	149,600.000	9,387,400.000		
	香港・ドル 小計		149,600.000	9,387,400.000 (129,921,616)		
投資証券 合計			149,600	129,921,616 (129,921,616)		
合計				557,883,283 (557,883,283)		

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 12銘柄	71.23	-	72.42
香港・ドル	投資信託受益証券 1銘柄 投資証券 1銘柄	4.22 -	- 22.90	27.58

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア3資産ファンド 分配コース

令和2年7月31日現在

資産総額	1,685,038,872円
負債総額	3,283,006円
純資産総額(-)	1,681,755,866円
発行済数量	1,944,767,678口
1口当たり純資産額(/)	0.8648円

アジア3資産ファンド 資産形成コース

令和2年7月31日現在

資産総額	1,311,101,797円
負債総額	1,806,989円
純資産総額(-)	1,309,294,808円
発行済数量	1,081,633,089口
1口当たり純資産額(/)	1.2105円

(参考)

アジア好配当株マザーファンド

令和2年7月31日現在

資産総額	1,175,681,551円
負債総額	0円
純資産総額(-)	1,175,681,551円
発行済数量	740,617,551口
1口当たり純資産額(/)	1.5874円

アジア債券マザーファンド

令和2年7月31日現在

資産総額	1,202,409,617円
負債総額	20,920,000円
純資産総額(-)	1,181,489,617円
発行済数量	550,586,182口
1口当たり純資産額(/)	2.1459円

アジアREITマザーファンド

令和2年7月31日現在

資産総額	577,577,037円
負債総額	0円
純資産総額(-)	577,577,037円
発行済数量	278,580,008口
1口当たり純資産額(/)	2.0733円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2020年7月31日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構(2020年7月31日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,216,222,423,902
追加型株式投資信託	861	13,687,667,821,911
単位型公社債投資信託	36	92,342,483,722
単位型株式投資信託	188	1,257,025,532,490
合計	1,111	16,253,258,262,025

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第35期事業年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,087,475	32,932,013
金銭の信託	18,773,228	28,548,165
有価証券	153,518	996
未収委託者報酬	12,438,085	11,487,393
未収運用受託報酬	3,295,109	4,674,225
未収投資助言報酬	327,064	331,543
未収収益	56,925	11,674
前払費用	573,874	480,129
その他	491,914	2,815,351
流動資産計	77,197,195	81,281,494
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,461,316	1,278,455
1 建物	1,096,916	1,006,793
器具備品	1 364,399	1 270,768
建設仮勘定	-	894
無形固定資産		
ソフトウェア	2,411,540	3,524,781
ソフトウェア仮勘定	885,545	3,299,065
1,522,040	221,784	
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	23	-
投資その他の資産		
投資有価証券	9,269,808	9,482,127
関係会社株式	1,611,931	261,361
4,499,196	5,299,196	
長期差入保証金	1,312,328	1,302,402
繰延税金資産	1,748,459	2,508,004
その他	97,892	111,162
固定資産計	13,142,665	14,285,364
資産合計	90,339,861	95,566,859

(単位:千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,183,889	3,702,906
未払金	5,697,942	4,803,140
未払収益分配金	1,053	966
未払償還金	48,968	9,999
未払手数料	4,883,723	4,582,140
その他未払金	764,196	210,034
未払費用	6,724,986	6,673,320
未払法人税等	3,341,238	4,090,268
未払消費税等	576,632	1,338,183
賞与引当金	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金	48,609	65,290
流動負債計	19,917,766	22,046,438
固定負債		
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
時効後支払損引当金	177,851	174,139
固定負債計	2,073,009	2,293,087
負債合計	21,990,776	24,339,526
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	45,949,372	49,674,383
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	45,826,079	49,551,090
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	14,146,079	17,871,090
株主資本計	67,502,329	71,227,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	846,755	7
評価・換算差額等計	846,755	7
純資産合計	68,349,085	71,227,333
負債・純資産合計	90,339,861	95,566,859

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	84,812,585		84,426,075	
運用受託報酬	16,483,356		16,912,305	
投資助言報酬	1,235,553		1,208,954	
その他営業収益	113,622		68,156	
営業収益計		102,645,117		102,615,492
営業費用				
支払手数料	36,100,556		34,980,736	
広告宣伝費	387,028		340,791	
公告費	375		375	
調査費	24,389,003		25,132,268	
調査費	9,956,757		10,586,542	
委託調査費	14,432,246		14,545,725	
委託計算費	936,075		698,723	
営業雑経費	1,254,114		990,002	
通信費	47,007		44,209	
印刷費	978,185		738,330	
協会費	63,558		71,386	
諸会費	22,877		22,790	
支払販売手数料	142,485		113,286	
営業費用計		63,067,153		62,142,897
一般管理費				
給料	10,859,354		10,817,861	
役員報酬	189,198		174,795	
給料・手当	9,098,957		9,087,800	
賞与	1,571,197		1,555,264	
交際費	60,115		40,436	
寄付金	7,255		8,906	
旅費交通費	361,479		320,037	
租税公課	588,172		651,265	
不動産賃借料	1,511,876		1,479,503	
退職給付費用	521,184		505,189	
固定資産減価償却費	590,667		882,526	
福利厚生費	45,292		44,352	
修繕費	16,247		1,843	
賞与引当金繰入額	1,344,466		1,373,328	
役員賞与引当金繰入額	48,609		65,290	
機器リース料	130		233	
事務委託費	3,302,806		3,625,424	
事務用消耗品費	131,074		104,627	
器具備品費	8,112		1,620	
諸経費	188,367		197,094	
一般管理費計		19,585,212		20,119,543
営業利益		19,992,752		20,353,050

(単位:千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,749		4,440	
受取配当金	73,517		11,185	
時効成立分配金・償還金	8,582		49,164	
投資信託償還益	-		5,528	
受取負担金	177,066		297,886	
雑収入	24,919		7,394	
時効後支払損引当金戻入額	19,797		3,473	
営業外収益計		305,633		379,073
営業外費用				
為替差損	17,542		19,750	
投資信託償還損	-		1	
金銭の信託運用損	175,164		169,505	
システム解約料	-		31,680	
雑損失	5,659		104	
営業外費用計		198,365		221,042
経常利益		20,100,019		20,511,082
特別利益				
投資有価証券売却益	353,644		1,169,758	
特別利益計		353,644		1,169,758
特別損失				
固定資産除却損	1 19,121		1 16,085	
特別損失計		19,121		16,085
税引前当期純利益		20,434,543		21,664,754
法人税、住民税及び事業税		6,386,793		7,045,579
法人税等調整額		71,767		385,835
法人税等合計		6,315,026		6,659,743
当期純利益		14,119,516		15,005,011

(3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							300,000		
運用責任準備積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金の取崩									6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			-	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329
当期変動額									
剰余金の配当							11,280,000	11,280,000	11,280,000
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,725,011	3,725,011	3,725,011
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	846,763	846,763	846,763
当期変動額合計	846,763	846,763	2,878,247
当期末残高	7	7	71,227,333

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
建物	229,897	320,020
器具備品	927,688	949,984

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第35期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
建物	1,550	-
器具備品	439	9,609
ソフトウエア	17,130	6,475

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種 類株式					

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定してあります。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されてあります。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されてあります。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

第35期(2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	2,988	2,988	-
資産計	77,644,787	77,644,787	-
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	-
負債計	4,582,140	4,582,140	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
非上場株式	276,764	259,369
関係会社株式	4,499,196	5,299,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

第35期(2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注)非上場株式(貸借対照表計上額276,764千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第35期(2020年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,988	3,000	11
小計	2,988	3,000	11
合計	2,988	3,000	11

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,298,377	1,169,758	-
投資信託	159,526	5,528	1

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,154,607	2,289,044
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の発生額	10,147	18,448
退職給付の支払額	158,018	187,749
その他	438	1,476
退職給付債務の期末残高	2,289,044	2,422,901

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未積立退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未認識数理計算上の差異	150,568	130,155
未認識過去勤務費用	243,317	173,798
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の費用処理額	43,920	38,861
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,519
その他	3,640	11,303
確定給付制度に係る退職給付費用	411,963	401,711

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104,720千円、当事業年度103,477千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期	第35期
	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	173,805	221,053
未払事業所税	10,915	10,778
賞与引当金	411,675	420,513
未払法定福利費	80,253	78,439
未払給与	7,961	10,410
受取負担金	138,994	47,781
運用受託報酬	102,490	331,395
資産除去債務	10,152	14,116
減価償却超過額(一括償却資産)	4,569	50,942
減価償却超過額	125,839	82,684
繰延資産償却超過額(税法上)	135,542	323,132
退職給付引当金	580,297	648,821
時効後支払損引当金	54,458	53,321
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	29,494	11,532
その他有価証券評価差額金	-	3
繰延税金資産小計	2,069,527	2,508,004
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	2,069,527	2,508,004
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	321,067	-
繰延税金負債合計	321,067	-
繰延税金資産の純額	1,748,459	2,508,004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	104,326,078千円	94,605,736千円
資産合計	104,326,078千円	94,605,736千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	10,571,428千円	8,278,713千円
負債合計	10,571,428千円	8,278,713千円
純資産	93,754,650千円	86,327,023千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	66,696,733千円	62,885,491千円
顧客関連資産	39,959,586千円	34,810,031千円

(2) 損益計算書項目

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,043,138千円	8,954,439千円
経常利益	9,043,138千円	8,954,439千円
税引前当期純利益	9,091,728千円	9,111,312千円
当期純利益	7,489,721千円	7,536,465千円
1株当たり当期純利益	187,243円04銭	188,411円64銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,241,252千円	5,149,555千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業 上 の関 係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,048,352	未払 手数料	915,980
								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業 上 の関 係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,793,912	未払 手数料	1,112,061
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,294,840	未払 手数料	1,231,431

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,708,727円13銭	1,780,683円32銭
1株当たり当期純利益金額	352,987円92銭	375,125円27銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円(2020年3月末日現在)
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社筑波銀行	48,868	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2020年3月末日現在

(3)投資顧問会社

名称	フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド
資本金の額	100万シンガポールドル(2019年12月末日現在)
事業の内容	シンガポールにおいて有価証券等にかかる投資顧問業および投資一任業務を含む資産運用業務を行っています。

名称	ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー
資本金の額	113,231千米ドル(2019年12月末日現在)
事業の内容	米国において投資顧問業および投資信託業務を行っています。

名称	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド
資本金の額	70百万豪ドル(2019年12月末日現在)
事業の内容	豪州において投資顧問業および投資信託業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに償還金、収益分配金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、各ファンドが主要投資対象とするアジア好配当株マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーは、各ファンドが主要投資対象とするアジア債券マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは、各ファンドが主要投資対象とするアジアREITマザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年1月29日	臨時報告書
2020年4月15日	有価証券届出書
2020年4月15日	有価証券報告書
2020年4月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年8月28日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本正彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア3資産ファンド 分配コースの令和2年1月16日から令和2年7月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア3資産ファンド 分配コースの令和2年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年8月28日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本正彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア3資産ファンド 資産形成コースの令和2年1月16日から令和2年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア3資産ファンド 資産形成コースの令和2年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。